

山梨県情報公開条例の 解 釈 及 び 運 用 基 準

行政法務課
令和 7 年 6 月

目 次

第一章 総則

第一条 目的	1
第二条 定義	
第一項 実施機関の定義	3
第二項 行政文書の定義	4
第三条 条例の解釈及び運用	7
第四条 適用除外	8

第二章 行政文書の開示

第五条 開示請求権	9
第六条 開示請求権の濫用禁止	11
第七条 開示請求の手続	12
第八条 行政文書の開示義務	15
第一号 個人に関する情報	18
第一号の二 行政機関等匿名加工情報及び削除情報	25
第二号 法人等に関する情報	26
第三号 法令の規定又は法的拘束力のある指示に係る情報	31
第四号 犯罪の予防等に関する情報	33
第五号 審議、検討等に関する情報	36
第六号 事務、事業に関する情報	40
第九条 部分開示	44
第十条 公益上の理由による裁量的開示	48
第十一条 行政文書の存否に関する情報	51
第十二条 開示請求に対する措置	53
第十三条 開示決定等の期限	57
第十四条 開示決定等の期限の特例	60
第十五条 事案の移送	63
第十六条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	65
第十七条 開示の実施	70
第十八条 他の法令による開示の実施との調整	74
第十九条 費用負担	76

第三章 審査請求

第十九条の二 県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求	78
第十九条の三 審理員による審理手続に関する規定の適用除外	79
第二十条 審査会への諮問	80
第二十一条 諮問をした旨の通知	83
第二十二条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	85

第四章 情報公開審査会

第二十三条 設置及び組織	87
第二十四条 会長	89
第二十五条 会議	90
第二十六条 部会	91
第二十七条 審査会の調査権限	92
第二十八条 意見の陳述	96
第二十九条 意見書等の提出	98
第三十条 提出資料の写しの送付等	99
第三十一条 調査審議手続の非公開	102
第三十二条 答申書の送付等	103

第三十三条	答申の尊重義務	104
第三十四条	規則への委任	105
第五章 雑則		
第三十五条	行政文書の管理	106
第三十六条	開示請求をしようとする者に対する情報の提供等	108
第三十七条	施行の状況の公表	109
第三十八条	情報公開の総合的推進	110
第三十九条	出資法人の情報公開	111
第四十条	指定管理者の情報公開	112
第四十一条	委任	113
第六章 罰則		
第四十二条	罰則	114
附 則		115

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、行政文書の開示を請求する県民の権利を明らかにするとともに、行政文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし県民の県政への理解と信頼を一段と深めるとともに、県民が県政に関する情報を的確に知る権利の尊重に資することにより、県民参画の開かれた県政を一層推進することを目的とする。

【趣旨】

- 1 本条は、山梨県情報公開条例（以下「条例」という。）の目的を明らかにしたものであり、第3条の規定と併せて、条例全体の解釈の指針となるものである。
- 2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、「行政文書の開示を請求する県民の権利を明らかにするとともに、行政文書の開示に関し必要な事項を定めること等」を手段とし、「県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし県民の県政への理解と信頼を一段と深める」こと及び「県民が県政に関する情報を的確に知る権利の尊重に資することにより、県民参画の開かれた県政を一層推進する」ことを目的とするものである。

【解釈・運用】

1 「地方自治の本旨にのっとり」

条例の定める情報公開に関する施策（開示請求権制度、情報提供制度等）が地方自治の本旨という憲法の理念を踏まえたものであることを明らかにしたものである。

2 「行政文書の開示を請求する県民の権利を明らかにする」

行政文書の開示を請求する権利が県民にあることを明らかにしたものである。これを具体化したのが実施機関に対する県民等の開示請求権を定めた第5条及び実施機関の開示義務を定めた第8条の各規定である。

3 「行政文書の開示に関し必要な事項を定めること等」にいう「等」

第3章の情報公開審査会や第5章の文書管理等に係る規定を定めることを指している。

4 「県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし県民の県政への理解と信頼を一段と深める」

県が県政に関する状況を県民に対し説明する責務を有することを明らかにするとともに、県がかかる責務を全うすることが県民の県政に対する的確な認識と信頼を一段と深めることにつながることを述べたものである。

5 「県民が県政に関する情報を的確に知る権利の尊重に資することにより、県民参画の開かれた県政を一層推進する」

条例の定める情報公開に関する施策は、県民の知る権利の尊重に寄与するものであり、かつ、当該施策の実施によって、県民の県政への参画が実現し、開かれた県政が推進されることになる、ということを述べたものである。

第二条第一項 [実施機関の定義]

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに山梨県住宅供給公社、山梨県土地開発公社及び山梨県道路公社（以下「地方三公社」という。）をいう。

【趣旨】

- 1 本項は、本条例の対象となる「実施機関」、すなわち、行政文書の開示義務等条例上定められた様々な義務の主体となる機関について定めるものである。
- 2 本項は、県政に関し、県民に説明する責務が全うされるようにするためには、県政を執行するすべての機関をこの条例の対象とする必要があるとの見地から、地方自治法、地方公営企業法等により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関（知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長）及び議決機関である議会のほか、県が設立し、実質的に県行政の一部を構成している地方独立行政法人、山梨県住宅供給公社、山梨県土地開発公社及び山梨県道路公社を「実施機関」としたものである。
- 3 公安委員会と警察本部長を別個の実施機関としたのは、警察法の規定により、県警察本部は県公安委員会の管理に服するものの、県警察本部長は公安委員会にはない警察職員に対する指揮監督権限を持つなど、組織的・権限的には公安委員会から独立した行政機関であるとされているためである（警察法第48条第2項）。
- 4 県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社を実施機関としたのは、それぞれの設立法において、設立者、出資者が県など地方公共団体に限定され、設立団体の長が役員任命権を有し、業務が法に定める設立目的のための内容に限定されるなど、実質的に県行政の一部を構成し、自ら説明責任を負う法人と考えられるためである。

第二条第二項 〔行政文書の定義〕

- 2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社の役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第八条第一号及び第十七条において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - 二 山梨県立図書館その他規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨】

本項は、行政文書の概念を明らかにして、条例の対象となる「行政文書」の範囲を定めるものである。

【解釈・運用】

1 「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社の役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」

(1) 「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社の役員を含む。以下この項において同じ。）」とは、知事、議会、行政委員会の委員、監査委員、附属機関の委員、公営企業管理者及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。なお、議会の議員や職員の身分を保持したまま公益財団法人等に出向している者は、実施機関の職務上の指揮監督権限に服さないで、実施機関の職員に含まれない。

(2) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。作成したこと及び取得したことについて文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。

「職務」には、地方自治法第180条の2又は同法第180条の7の規定により実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務が含まれる。地方公務員等共済組合法第18条第1項又は地方公務員災害補償法第13条第1項の規定により処理している事務、職務専念義務の免除等により処理している公益財団法人や任意団体等の事務は含まれない。

(3) 「文書、図画及び電磁的記録」とは、記録媒体の面から条例の対象となる行政文書の範囲を定めたものであり、具体的には次のものをいう。

ア 「文書」とは、ある情報を文字、記号を用いて紙等の有体物の上に直接再現させ

たものであり、視覚的に直接知覚することができるものをいう。具体的には、起案文書、供覧文書、台帳、カード、電算出力帳票等が考えられる。

イ 「図画」とは、ある情報を象形を用いて紙等の有体物の上に直接再現させたものをいう。具体的には、地図、図面、設計図、写真、フィルム、ポスター等が考えられる。

ウ 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録全般をいう。具体的には、磁気テープ（ビデオテープ、録音テープ等）、光ディスク（コンパクトディスク等）、磁気ディスク（フロッピーディスク等）等に記録されたものが考えられる。

2 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」

(1) 「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味する。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の執務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等）などは、組織共用文書には該当しない（なお、個人のメモ又は担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは組織共用文書となる）。

(2) 作成し、又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものといえるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員の個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②当該文書の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に勘案し実質的に判断することになる。

(3) 職員が県から付与されたメールアドレスを利用して送受信した電子メールが組織共用文書に当たるかについても、以上の基準を踏まえて判断することになる。なお、電子メールの場合、情報がメールボックス、一人一台パソコンのハードディスク、プリントアウトされたもの等様々な記憶媒体に記録されている場合が多いが、文書管理システムに取り込まれた電子メール又は用紙に印刷され、起案の参考資料等として利用された電子メールについては、組織において業務上必要なものとして利用・保存され

ているものであり、組織共用文書に該当することに留意が必要である。

3 「当該実施機関が保有するもの」

「保有しているもの」とは、所持している文書（図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいう。このため、保存期間を経過した文書であっても、当該文書が物理的に存在する限りは、「所持」に当たる。また、倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配していれば、「所持」に当たる。

なお、「所持」といえるためには、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることを要するから、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合などは、「所持」とはいえない。

4 対象から除外されるもの

(1) 第1号関係

既に公にされている文書であって開示請求の対象とする必要がなく、また、対象とすると図書館代わりの利用等制度本来の趣旨に合致しない利用がなされるおそれがあるとともに、事務負担の面からも問題があると考えられるものを除外したものである。

なお、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」のなかには、絶版になっており、古書店でのみ入手しうるようなものもありうるが、入手の容易性の判定は困難であるので、ひとたび市販されたものはすべて「ただし書一」に含む趣旨である。もっとも、官報、広報、白書等、行政機関が監修しているものについて入手困難な状況があると認められるときは、情報提供により対応する。

(2) 第2号関係

文書の形態を持つものであっても、一般の行政の事務処理上の必要性からではなく、山梨県立図書館、山梨県立美術館、山梨県立考古博物館、山梨県立文学館又は山梨県立博物館において、歴史若しくは文化又は学術研究といった観点から、その資料的価値に着目して保有されているものを除外したものである。

「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされている」とは、山梨県情報公開条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第1項各号に定める方法により管理されていることをいう。

（条例の解釈及び運用）

第三条 実施機関は、行政文書の開示を求める県民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）がみだりに公にされることのないよう最大限に配慮しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、この条例の解釈及び運用をするに当たっての基本的な考え方を明らかにしたものである。
- 2 本条前段は、第1条に掲げた条例の目的にのっとり行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するため、行政文書の開示請求に対して、県の保有する情報は原則的に公開されなければならないとの観点からこの条例を解釈し、及び運用しなければならない旨を定めるものである。
- 3 本条後段は、原則公開を基本とする情報公開制度の下においても、個人情報の保護については最大限の尊重をしなければならない旨を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 「行政文書の開示を求める県民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用する」

実施機関が、行政文書の開示・不開示の判断をする場合だけではなく、行政文書の開示の請求に関する手続等を行う場合においても、行政文書の開示を求める県民の権利を尊重し原則公開の立場に立った適正な対応を行うということである。

- 2 「個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限に配慮しなければならない」

原則公開の情報公開制度の下においても、個人に関する情報については、プライバシーを十分保護する観点から最大限に配慮すべきであり、正当な理由なく公にされることがあってはならないことを明らかにしたものである。

個人に関する情報を開示するかどうかの具体的判断は、第8条第1号に従って行われるものであるが、具体的な個々の情報の開示に際し、それがプライバシーの侵害に当たるか否かは必ずしも明確ではない。同号イ、ロ又はハの各規定の解釈及び運用にあたっては、本条の趣旨に従い、プライバシーの侵害に至らぬよう慎重に行わなければならない。

(適用除外)

第四条 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、刑事訴訟に関する書類及び押収物に係る本条例と当該書類等の適用関係について定めたものである。

刑事訴訟に関する書類及び押収物については、刑事訴訟手続の制度において取扱いが体系的に整備されており、その取り扱いは当該手続に委ねることが適当であることから、条例を適用しないこととしたものである。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）の制定に伴い、刑事訴訟法に新たに第53条の2の規定が設けられ、訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定を適用しないとされた。

【解釈・運用】

1 「刑事訴訟に関する書類」

(1) 被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいう。不起訴となった事件の書類を含む（内閣府情報公開・個人情報保護審査会（以下「内閣府審査会」という。）平成14年度答申第29号～第46号「札幌医科大学附属病院の心臓移植手術に関連する医学鑑定書及び添付意見書の不開示決定に関する件」）。また、裁判所（裁判官）、検察官、司法警察職員及び弁護士が保管するものに限定されず、実施機関が保管するものも含まれる（内閣府審査会平成13年度答申第57号参照）。

(2) 「刑事訴訟に関する書類」の具体例として、次のものが考えられる。

- ・ 被害届、告発状、告訴状、告訴調書、告訴取消調書
- ・ 押収品目録、押収品目録交付書
- ・ 実況見分調書、供述調書
- ・ 上申書
- ・ 被疑者から押収したフロッピーディスク等の電磁的記録
- ・ 捜査事項照会書、同回答書
- ・ 捜査報告書、逮捕手続書、搜索差押調書

2 「押収物」

差押え（差し押さえるべき物の所有者、所持者又は保管者から強制的にその物の占有を取得する処分）又は領置（被告人、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物について、その占有を取得する処分）により占有を取得した物をいう。

第二章 行政文書の開示

(開示請求権)

第五条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求権の根拠規定であり、開示請求権の内容及び手続については、この条例が定めることを明らかにしたものである。

【解釈・運用】

1 開示請求権の主体

- (1) 条例の目的との関連では、開示請求権を行使する主体は県民が中心になる。しかし、これを県民に限定して、県民以外の者を排除する積極的な意義が乏しく、むしろ、県の行政に利害関係や関心を有している者等に、広く県の保有する情報を入手し得る機会を保障し、県が県外にも広く情報の窓を開くことに積極的な意義を認めることができることから、「何人」にも開示請求を認めることとしたものであり、この点は情報公開法と同様である。
- (2) 「何人も」とは、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められるような「法人格なき社団等」(民事訴訟法第29条)も含まれる。

2 「当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」

開示請求者は、求める行政文書を保有している実施機関に対して開示請求をすることができるとするものである。

仮に求める行政文書を保有していない実施機関に対して開示請求が行われた場合には、通常は、開示請求書を受領する前に求める行政文書を保有していない旨を教示し、関係する他の実施機関が判明していれば適切な情報提供を行うことになるが、なお当該実施機関に請求が行われれば、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由として開示しない決定(第12条第2項)が行われることになる。

3 開示請求権の一般的性格

条例に定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示決定等の結論は、国籍、職業等の人的属性や開示された行政文書の使用目的など開示請求者の主観的意図如何によって左右されるものではない(ただし、第6条(開示請求権の濫用禁止)参照)。

また、この開示請求権は、あるがままの姿で行政文書を開示することを求める権利で

あり、実施機関は、第9条に規定する部分開示による場合及び第17条第1項に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに行政文書を作成し、又は加工する義務を負わない。

（開示請求権の濫用禁止）

第六条 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

【趣旨】

権利濫用禁止の法理は法の一般原則であって、明文の規定がなくとも適用することができるものであるが、本条は、開示請求権の行使も同法理による制限を受けることを確認的に定めたものである。

【解釈・運用】

1 「権利の濫用」

権利濫用とは、形式的には、権利の行使としての外形を備えるが、実質的には、その本来の使命を逸脱するために、その正当な行使ということができないことをいう。

特定の開示請求が権利濫用になるのかは、開示請求に係る請求内容、開示決定等に至るまでの開示請求者とのやり取り、開示請求者の言動その他様々な要素を総合的に勘案し、業務阻害性及び害意（行政を停滞させる意思）の有無を個別具体的に検討して判断することとなる（横浜市情報公開・個人情報保護審査会「行政文書開示請求権の適正な利用について（意見）」平成21年7月参照）。

2 権利濫用が問題となる事例

開示請求権の濫用が問題となる事例として、①特定の部局の保有するすべての行政文書又は特定の職員が作成し、若しくは取得したすべての行政文書の開示請求をすること、②実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的として開示請求をすること、③請求だけをしておいて開示の実施を受けないこと等があげられる。

3 大量請求と権利濫用

大量請求の事案について、「本件については、対象文書の量が膨大であること、原告の公開請求の目的は、すべての文書を対象にしなくても達成できるにもかかわらず、頑なにすべての文書の公開を求めたこと等の事情を考慮すると、本件公開請求は、権利濫用と言わざるを得ない」と判示した判決の例がある（横浜地判平成14年10月23日（平成12年（行ウ）第41号）。なお、兼子仁・室井敬司共編「情報公開実務指針〔初版〕ぎょうせい」20頁参照）。

4 権利濫用の場合の措置

開示請求が権利濫用に当たると判断される場合、実施機関は、不開示決定（第12条第2項）等の措置を講ずる。

（開示請求の手続）

第七条 第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求は、所定の事項を記載した書面により行うべきものであることを定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めるものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 「書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出」するとは、書面主義を採用し、口頭による開示請求を認めないとする趣旨である。開示決定という行政処分を求める申請行為であり、開示請求者の権利行使として行われるものであるため、書面によりその事実関係を明らかにしておく必要があるからである。

(2) 書面の提出は、開示請求の窓口を持参して提出するほか、郵送等の方法によることも認められている（ファクシミリによる請求については、後記(3)を参照のこと）。また、電子情報処理組織を使用して行われた開示請求は、書面により行われものとみなされる（規則第5条の2、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第2項）。

なお、電子情報処理組織を使用して行う開示請求には、次の2つの方法がある。

① 山梨県・市町村電子申請受付共同事業で運営する「やまなしくらしねっと」に掲載されている行政文書開示請求入力フォームに必要事項を入力し送信するもの（地方三公社以外の実施機関が対象。以下「オンラインによる開示請求」という。）

② 山梨県のホームページの「山梨県の情報公開」に掲載されている行政文書開示請求入力フォームに必要事項を入力し送信するもの（公安委員会、警察本部長及び地方三公社以外の実施機関が対象。以下「インターネットによる開示請求」という。）

(3) 「実施機関が特別の理由があると認めるときは、この限りでない」とは、実施機関において書面提出以外の方法に特別の理由があると認めるときは、実施機関が認める方法により開示請求をすることができることを明らかにするものである。

現在、すべての実施機関においては、インターネットを利用できる環境にない遠隔

地居住者の利便性を考慮し、所定の事項を記載した開示請求書をファクシミリにより送信して行う開示請求を認めているが、これは本規定に基づく取扱いである。

(4) 開示請求書の記載事項

本項各号に定める事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、これらの事項の記載が欠けている場合には、このままでは不適法な開示請求となり、第12条第2項による不開示決定を行うことになるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第2項の補正を求めることになる。

ア 「開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名」(第1号)

住所や居所の記載を要求しているのは、開示請求者の同一性を確認し、実施機関が開示請求者と連絡を取る場合や、開示請求者に関示決定等を通知する場合に必要であるからである。

イ 「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」(第2号)

「行政文書の名称」については、求める行政文書の正式の名称でなくとも、通称として用いられているものを含む。

「行政文書を特定するに足りる事項」については、実施機関の職員が当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足り、請求された行政文書が特定されたものとして扱うことになる。もっとも、開示請求者による行政文書の特定をどの程度期待しうるのは、第36条に基づいて、行政文書の特定に資する情報の提供が実施機関によって十分に行われるかとも関係してくることに留意する必要がある(東京地判平成21年5月25日「季報 情報公開・個人情報保護」35号46頁[情報公開法第23条第1項に基づく情報提供がなされなかったことが違法であるとされた事件]参照)。

特定の方法については、求める行政文書の種別、記載内容等により異なるが、一般的には、行政文書の名称、行政文書の様式の名称、標題、記録されている情報の概要、作成(取得)年月日、作成者名等を適宜組み合わせて表示することになる。

ウ 開示請求書の記載事項として、開示請求の理由・目的の記載は要求されない。開示請求は、請求の理由・目的の如何を問わず、また、開示請求者と開示請求対象文書との関係を問うことなく認められるものだからである。

(5) 開示請求書の様式

規則第1号様式として開示請求書の様式が定められ、同様式には開示請求者の電話番号を記載する欄が用意されている。電話番号の記載がなくとも不適法な請求となるものではないが、第2項の開示請求書の補正の求め、補正の参考となる情報の提供や、以後の通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載されることが望ましい。

書面による開示請求の場合にあっては、行政文書の開示請求を行う旨の文言、開示請求の相手方である実施機関の名称及び本項各号の記載事項が記載された書面であれば、規則第1号様式を用いなくとも本条の書面として有効である。

2 第2項関係

- (1) 「形式上の不備」とは、第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第2号の行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されていない場合を含む。
- (2) 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個々のケースに即して判断されるべきものである。
- (3) 開示請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正することができる（本項は、「補正を求めることができる」と規定し実施機関に補正要求を義務付けていない。）。
- (4) 「補正の参考となる情報を提供する」とは、例えば、開示請求書の記載内容に関連する行政文書ファイル名や該当しそうな行政文書の名称・記載されている情報の概要等を教示することなどをいう。

なお、情報の提供方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

- (5) 本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、開示請求書に形式上の不備があることを理由に不開示決定（第12条第2項）を行うこととなる。

（行政文書の開示義務）

第八条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

【趣旨】

1 本条は、開示請求権に関する規定（第5条）に対応する規定であって、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものである。

2 本条例は、県政に関する情報は原則開示との考え方に立ち、実施機関は、適法な開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないこととしている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。このため、本条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。

なお、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、部分開示の要件に当たるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないこととしている（第9条）。

【解釈・運用】

1 開示の実施方法との関係

本条例でいう「開示」とは、行政文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された行政文書の開示の実施に当たっては、行政文書の保存、開示の実施等に係る技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はあり得る（第17条第1項参照）。

2 不開示情報の類型

本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第1号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。したがって、ある情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しない

ことを確認することが必要である。

3 共通に用いられる概念の意義

(1) 「公にすること」

本条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知る得る状態におくことを意味する。

(2) 「おそれ」の有無

「おそれ」の有無についての判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

4 開示請求者が開示を求めていると思われる情報

条例は、情報ではなく文書を対象に開示を行うものであるから、開示対象文書に記載された情報は、開示請求者が開示を求めていると思われる情報であっても、不開示情報に該当しない限り、開示しなければならない（内閣府審査会平成17年度（独情）答申第35号参照）。

5 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変化に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない（第17条第3項参照）。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

6 不開示情報と守秘義務との関係

不開示条項は、開示しないことに合理的な理由がある情報を定めたものであるのに対し、地方公務員法第34条は、地方公務員の服務規律の確保を目的とするものであって、両者はその趣旨、目的を異にする。したがって、不開示情報と守秘義務が及ぶ情報とは重なる場合が多いものの、その範囲は必ずしも同一ではない。不開示情報が、守秘義務の及ぶ情報となるかどうかは、当該情報が、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものと認められるもの（実質秘）といえるか否かとの基準により個別具体的に判断されることとなる。

これに関連して、条例に従って開示した情報が実質秘である場合、当該情報の開示は守秘義務違反になるのかが問題となる。この点は、条例を誠実に執行する過程で誤って開示をした場合については、当該開示を「漏らし」ということは困難であり守秘義務違反にはならないといえるが、開示請求者と共謀して、条例の請求に基づく開示という

形態を装って、故意に秘密を開示したような場合には、守秘義務違反の責任を問われることになる（宇賀克也著「新・情報公開法の逐条解説〔第4版〕有斐閣」52頁参照）。

7 本条と他法令との関係

地方自治法第100条第1項、民事訴訟法第186条、第223条第1項及び第226条、刑事訴訟法第197条第2項、弁護士法第23条の2第2項等、法令の規定により行政文書の提出又は閲覧等を要求される場合がある。

この場合における当該法令の規定と本条各号との関係は、両者の制度が趣旨及び目的を異にするものであることから、本条各号に該当することを理由に当該要求を拒むことはできない。他法令に基づく行政文書の提出又は閲覧等の要求に対しては、要求の根拠となる法令の趣旨、目的、対象行政文書の内容、求めに応ずることにより生ずる支障等を総合的に勘案して個別具体的に許諾を決定する。

8 不開示情報の提供

不開示情報に関する規定は、情報の開示を包括的に禁止したものではない（松井茂記著「情報公開法〔第2版〕有斐閣」129頁参照）。個別の法令に定める国民一般又は利害関係者などに対する開示制度においては、本条第1号、第2号等に該当する情報も開示されている。また、各実施機関で行われている一般的な情報提供においても、第1号情報（個人情報）が目的外提供を制限する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第69条第2項各号に定められた除外事由に該当するとして提供されることもあれば、第2号、第5号又は第6号に該当する情報が、情報提供の相手、理由等を勘案し必要な場合に提供されることもある。

第八条第一号 [個人に関する情報]

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び地方三公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

- 1 本号は、個人に関する情報の不開示情報（以下「個人情報」という。）としての要件を定めるものである。
- 2 個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中心部分はいわゆるプライバシーである。しかしながら、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないことから、条例では、個人の権利利益の保護を十分に図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用している。ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報等も含まれることになることから、公領域情報等個人情報から除かれるべきものを限定列挙している。

【解釈・運用】

1 本文関係（個人に関する情報）

(1) 「個人に関する情報」

ア 「個人に関する情報」とは、個人との関連性を有するすべての情報をいう。具体的には、次のようなものが考えられる。

- ① 氏名、肖像、声、筆跡、署名、印影
- ② 思想、信条、信仰等個人の内心の秘密に関する情報
- ③ 職業、資格、犯罪歴、学歴、成績、職歴、所属団体等個人の経歴、社会的活動

に関する情報

- ④ 所得、資産等個人の財産の状況に関する情報
- ⑤ 体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報
- ⑥ 家族状況、親族関係、生活記録等個人の家族・生活状況に関する情報
- ⑦ 個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を含む。

イ 公務員等の個人情報、「個人に関する情報」に該当するものであるが、このうち、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分については、アカウンタビリティーの観点から、ただし書八において不開示情報から除外されている。

ウ 「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

(2) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報の意味する範囲に含まれるが、性質上、本条第2号の法人等の事業活動情報と同様の開示・不開示の基準によることが適当であることから、本号の「個人に関する情報」から除外されている。

このため、例えば、代金請求書に記載された発行者たる個人事業者の氏名、商号、営業所の所在地・電話番号、口座情報などの事業者としてのものであることが明らかな情報は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」として、本条第2号により開示・不開示を判断することとなる。

これに対し、特定の個人事業者を対象とした事業法に基づく行政処分に関する情報等は、「事業を営む個人」に関する情報であっても、当該個人の名誉や人格に重大な関わりを持つ情報であり「当該事業に関する情報」とはいえないため、本条第1号により判断することとなる（内閣府審査会平成13年度答申第156号「柔道整復師に対する行政処分命令書の一部開示決定に関する件」）。

2 本文前段関係（個人識別情報）

(1) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等」の例としては、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）があげられる。氏

名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わさることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。」の部分は、「その他の記述等」の内容を明確にしたものであり、指紋、筆跡、ビデオの映像、録音テープの音声、モールス信号の音、手話の動作で表示される場合も含み、個人情報保護法第2条第2項に規定される個人識別符号についても含まれる。

統計のように素材が加工・処理され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人を識別することができるもの」に当たらない。

(2) 「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるもの」

当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」の意義については、一般人の知り得る情報（一般人が通常入手し得る情報）と解される傾向にある（内閣府審査会平成13年度答申第111号、平成17年度（行情）答申第530号。これに対し、名古屋高判平成15年5月8日は、「他の情報」とは、一般に容易に入手し得る情報のみに限定されるものではなく、当該情報の性質及び内容に照らし、具体的事例において個人識別の可能性をもたらすような情報を含むものと解するのが相当である」と判示している。なお、内閣府審査会平成13年度（行情）答申第171号「国籍別難民認定申請書受理・処理状況の不開示決定に関する件」参照）。

一般人の知り得る情報の例としては、登記等によって公示された情報、官報や県公報に掲載された情報、住宅地図記載情報、図書館で入手できる情報、新聞掲載情報、開示請求に係る行政文書の情報中開示部分等があげられる。

(3) 個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素となることがある。たとえば、ある集団のなかの一人が解雇されたという情報の場合、当該集団の構成員の数が多い場合には、他の情報と照合することによって当該個人が識別される可能性は一般的に低い。構成員がごく少数の場合には、他の情報との照合によって当該個人が識別される可能性が高くなる。また、構成員がごく少数の場合には、たとえ個人が識別されなくても、集団の不名誉が直ちに構成員の不名誉に結びつく傾向がある。また、ある集団の構成員が必ずしも少数ではない場合であっても、情報の性質、内容によっては、当該集団に属する構成員全員が不利益を受ける可能性があり得る。個人識別性の判断に際しては、このような事情も考慮に入れて解釈する必要がある（宇賀克也著「新・情報公開法の逐条解説〔第4版〕有斐閣」56頁）。

3 本文後段関係（個人利益侵害情報）

- (1) 本規定は、匿名の個人情報であっても、その開示によって個人の権利利益を侵害する可能性があることを踏まえたものである。
- (2) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（個人利益侵害情報）とは、個人識別性のない情報（匿名の個人情報）であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものをいう。
- (3) 個人利益侵害情報の例としては、次のようなものが考えられる。
 - ① 個人の人格と密接に関連する情報（例：質問調書、反省文や陳述書など特定の個人が内心の思いを交えて書いた文書）
 - ② 思想、宗教等個人の内心に関する情報
 - ③ 健康状態、病歴、カルテ等個人の心身状態に関する情報
 - ④ クレジット・カード番号、基礎年金番号、年金コードのような不正利用被害のおそれのある番号や記号（内閣府審査会平成15年度答申第231号参照）
 - ⑤ 個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報（個人の未発表の研究論文、研究計画等）

以上のほか、一般人には個人識別性がない情報であっても、これを公にすると、当該個人と特別の関係にある者（当該個人の親戚、同僚、近隣住民、家族の勤務先関係者等）において、当該情報の主体が誰であるかを特定することができ、その結果、開示部分と相まって、他人に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになる場合には、当該情報は個人利益侵害情報に該当すると解される（東京地判平成15年5月16日、内閣府審査会平成19年度（行情）答申第151号）。

4 イ関係（公領域情報）

- (1) 本号イが定める情報は、一般に公にされ、あるいは公にされることが予定されている情報である。これには、個人のプライバシーを侵害する可能性のある情報も含まれるが、受忍限度内にとどまるものと考えられるため、開示することとしている。
- (2) 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」

何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている法令の規定により、又は事実上の慣習として公にされ、又は公にすることが予定されている情報をいう。

ア 「法令」には、法律、政令、省令等の国法と条例のほか、条例の委任を受けた規則等が含まれる。

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められているものは除外される。

イ 「公にされている情報」とは、開示請求時点で公衆が知り得る状態に置かれている情報をいう。

ウ 「公にすることが予定されている情報」とは、請求時点においては公にされていないが、将来的に公にする予定（求めがあれば何人にも提供することを予定している場合も含む。）の下に保有されている情報をいう。

(3) 「法令の規定により公にされている情報」の例として、登記簿に登録されている法人の役員又は不動産の所有者等に関する情報、河川現況台帳及び水利台帳（河川法第12条第2項及び第4項）に記録されている情報等がある。

(4) 「慣行として公にされている情報」の例としては、次のようなものがある。

① 県政功績者名簿

② 附属機関等の委員の氏名・役職名

③ 知事交際費等の執行の相手方となった個人の氏名（プライバシーに特段の配慮が必要と認められるものを除く。）

(5) 「慣行として…公にすることが予定されている情報」は、①請求時点においては公にされていないが、求めがあれば何人にも提供するとの取扱いが慣行として確立されている情報、②ある情報と同種の情報公にされている場合に当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない情報、③その他当該情報の性質上通例公にするのが相当のものを含む（さいたま地判平成18年4月26日判例自治303号46頁参照）。

(6) ある時点で新聞報道等があった情報

ア 過去に記者発表等された情報（例えば、過去に記者発表された職員の懲戒処分に関する情報）であっても、直ちに「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると判断されるものではない（内閣府審査会平成13年度答申第14号は、「過去に記者発表された情報であっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合や、その公表が個別の特殊事情に基づく一時的な事象にとどまり、慣行によるものとは認められない場合も、当然にあり得る」とし、開示請求時における公表慣行の有無によりただし書イへの該当性を判断している。内閣府審査会平成13年度答申第9号、平成15年度（行情）答申第3号、平成16年度（行情）答申第176号及び平成19年度（行情）答申第151号参照）。

イ 新聞やテレビ等で報道され一時的に公衆の知りうる状態に置かれた情報について、「当該情報は、あくまでも報道機関がその取材に基づき独自に報道したものであるから、それをもって、当該情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することとなると認めることはできない」とした答申の例がある（内閣府審査会平成13年度答申第85号）。

5 □関係（公益上の義務的開示）

- (1) 本規定は、人の生命、健康、生活又は財産に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、これらの法益を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報について、これを個人情報から除外するとしたものである。これは、個人の権利利益に優越する公益がある場合は、個人情報該当性を理由に不開示とする合理的な理由は認めがたいとの考えによるものである。
- (2) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限られず、将来これらの法益が侵害される蓋然性が高い場合を含む。
- (3) 「公にすることが必要であると認められる情報」といえるためには、①人の生命、健康等を保護するために有用な情報であること、②不開示とすることによる利益と開示することによる利益とを比較衡量した結果、後者が前者に優越すると認められることを要する。この比較衡量に際しては、不開示により保護される利益と開示により保護される利益の双方につき、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。すなわち、不開示により保護される利益のなかでも、高度にセンシティブな情報に関するものもあれば、そうでないものもあるし、他方、開示により保護される利益についても、生命、健康等の非財産的法益と財産的法益の場合では要保護性に差異が生ずる。
- (4) この規定を適用する場合は、本人に対する意見書提出の機会付与が義務付けられる（第16条第2項）。

6 ハ関係（公務員等情報）

- (1) 行政文書には、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員等についても、個人の権利利益は、十分に保護する必要がある。このため、本条例は、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果になるとしても、個人に関する情報としては不開示にはしないこととしている。
- (2) 「公務員等」は、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び地方三公社の役員及び職員である。

公務員等は、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。

公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定が適用される。

「公務員等」であるためには、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は地方三公社と雇用関係にあることが必要である。

- (3)「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政庁若しくはその補助機関等として、又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは地方三公社の役員・職員として分任する職務の遂行に係る情報である。

「職務の遂行に係る情報」の例としては、次のようなものが考えられる。

- ① 特定の文書について、起案、承認等を行ったことを示す情報
- ② 行政処分その他の公権力の行使に係る情報
- ③ 職務として行った会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報
- ④ 採用年月日、退職年月日、配属先及び分掌事項に関する情報

以上に反し、給料表の種類欄及び級・号給欄の記載、職員の勤務態度・勤務成績・処分歴などの職員としての身分取扱いに係る情報は「職務の遂行に係る情報」に該当しない（千葉地判平成9年8月6日判例タイムズ959号162頁、最2判平成15年11月21日民集57巻10号1600頁判例時報1851号110頁参照）。

- (4)「当該情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分」とは、公務員等の職務と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。
- (5) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名についても、職務の遂行に係る情報として開示する（「職員の氏名等の公開基準について」参照）（ただし、警察職員にあっては、警部以上の職（相当職を含む。）にある者に限る）。
- (6) 公務員等の個人の情報が開示されることにより、当該公務員等が個人テロ等の対象となり得る場合などは、本号にかかわらず、第4号又は第6号の問題として取り扱うことが必要である。

7 本人からの開示請求

条例は、開示請求者の人的属性を考慮することなく、開示・不開示の判断を行うものであるから、個人に関する情報について、本人が自己の情報を開示請求し、又は第三者が当該本人の同意を得て開示請求した場合であっても、本号ただし書イ、ロ若しくはハの規定又は公益上の裁量的開示の規定（第10条）の適用がない限り、不開示となる。

本人が自己の情報の開示を求めている場合は、個人情報保護法第76条の規定に基づく自己情報開示請求制度の利用を勧めるものとする。なお、このことは当該本人に対する本人情報の提供を禁止する趣旨ではないことに留意が必要である。

第八条第一号の二 [行政機関等匿名加工情報及び削除情報]

一の二 個人情報の保護に関する法律第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

【趣旨】

本号は、個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び同法第109条第4項に規定する削除情報を不開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

1 「行政機関等匿名加工情報」

- (1) 「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られた匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの。）をいう。
- (2) 行政機関等匿名加工情報を不開示情報としたのは、個人情報保護法において、行政機関等匿名加工情報については、提供を受ける者は手数料を納付する必要がある等、提供の特別な仕組みが定められており、他のルートで提供が行われると、特別な仕組みを設けた趣旨が没却されるからである。

2 「削除情報」

- (1) 「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号（特定の個人の身体の一部の特徴を変換した文字、番号、記号（例えば、指紋又は掌紋）若しくは、個人に発行されるカード等に記録された文字、番号、記号（例えば、健康保険法に規定する保険者番号及び被保険者等記号・番号）で特定の個人を識別することができるもの。）をいう。
- (2) 削除情報については、これらを公にすると、高度な技術によって特定の個人が識別されたり、違法な行為によって加工元の個人情報が復元されたりするおそれが皆無とは言えず、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を損なうおそれがあるからである（編集代表宇賀克也「情報公開の実務」125の2頁参照）。

第八条第二号 「法人等に関する情報」

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

1 本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（以下「法人等情報」という。）の不開示情報としての要件を定めるものである。

2 法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならない。しかしながら、他方、法人等の活動に関する情報は、消費者にとっては、商品やサービスを選択するうえで重要なものであり、とりわけその事業活動が消費者の生命、健康、安全などに関わる場合、これらの法益を確保するため当該活動に係る情報の公開が求められることがある。

このため、条例は、「イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるもの」、及び、「ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を原則不開示としつつ、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、法人等の利益を犠牲にしても開示することとした。

【解釈・運用】

1 本文関係

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」

ア 「法人その他の団体」とは、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治団体、外国法人等が含まれる。また、「その他の団体」には法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。一方、国、独立行政法人等、

地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第8条第6号等において規定している。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

ア 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業（物品販売業、製造業、畜産業、医業等）を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

イ 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業に付随するすべての情報（事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等に関する情報）をいい、その事業活動と直接関係のない情報（例えば、事業を営む個人の家族状況、事業と区別される個人の財産、所得等）は、本号に該当せず、第1号で判断されることになる。

2 たゞし書関係（公益上の義務的開示）

(1) 本号のたゞし書は、事業者の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図るため、公にすることが必要であると認められる情報は、法人等情報の不開示情報から除外するとしたものである。

(2) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限られず、将来これらの法益が侵害される蓋然性が高い場合を含む。

(3) 「公にすることが必要であると認められる情報」といえるためには、①人の生命、健康等を保護するために有用な情報であること、②不開示とすることによる利益と開示することによる利益とを比較衡量した結果、後者が前者に優越すると認められることを要する。この比較衡量に際しては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある（人の生命や健康を保護するために必要な場合は情報公開に強く傾き、それ以外の場合には法人等の利益を慎重に検討する。他方、生産・技術上のノウハウ情報は、それ以外の経理上の情報等と異なり、情報公開に慎重になる。）。

(4) この規定を適用する場合は、法人等に対する意見書提出の機会付与が義務付けられる（第16条第2項）。

3 イ関係（法人等の正当な利益）

(1) 「権利、競争上の地位その他正当な利益」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等の法的保護に値する一切の権利、公正な競争関係における有利な地位及びノウハウ、信用等の運営上の地位を含む正当な利益をいう。

(2) 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」への該当可能性のある情報の例

- ① 生産・技術上のノウハウに関する情報
- ② 法人等の研究開発に関する情報
- ③ 販売・営業上のノウハウに関する情報（当該料金を設定するに至った原価・価格ロジック・価格体系等、相手方との取引実績や取引条件等によって異なる契約単価、顧客とのトラブル処理対応等に関する情報）
- ④ 企業経営のノウハウに関する情報（一般に公にされない設備投資、用地取得等に係る運営戦略、資金調達等の財務情報、雇用方針（誰を社員として採用するか等）・経営方針・組織の運営方法などが明らかにされ、又は具体的に推測されるおそれのあるもの）
- ⑤ 契約情報（顧客、取引先、契約内容等に関する情報）
- ⑥ 事業者間の優劣に係る評価をもたらす情報（財務状況、生産能力・処理能力、機種選定等に関する情報）
- ⑦ 事業者の能力に係る評価に関する情報
- ⑧ 内部管理情報（内部的な意思決定に関する情報（定款、株主総会議事録等）、経営方針に関する情報、財務・資産関連情報、人事関連情報、争訟に関する情報、印影・口座情報等）
- ⑨ 法人等の信用力・社会的評価をおとしめる可能性のある情報（商品の信頼性に関する情報、評価情報苦情申告の内容等真偽不明朗な情報、法令違反を犯した法人等の情報、行政指導を受けている法人等の情報等。なお、事業を営む個人に対してなされた事業法による不利益処分に関する情報は、「個人に関する情報」として取り扱うことに留意すること（内閣府審査会平成13年度答申第156号参照）。）

(3) 「害するおそれがあるもの」の判断基準

「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等の正当な利益等が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められる場合を意味するものである。そして、客観的に相当の蓋然性があるかどうかは、当該情報がどのような法人等に関するどのような種類のものであるか（法人等の性格、当該情報の内容・性質、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等）などといった情報の一般的な性質に照らし、総合的に判断することとな

る（東京地判平成21年5月21日、東京地判平成16年4月23日訟務月報51巻6号1548頁、最判平成13年11月27日判例時報1771号67頁、名古屋地裁平成13年12月13日判決。「季報 情報公開・個人情報保護」24号1頁及び35号39頁以下参照）。

(4) 任意的意見聴取の実施等

本号イに当たるかどうかの判断には困難が伴うので、関係する法人等に意見照会をしてその結果を参考にする（第16条第1項）など慎重な取り扱いに心掛けなければならない（松井茂記著「情報公開法〔第2版〕有斐閣」380頁以下参照）。

4 ロ関係（非公開約束付きの任意提供情報）

(1) 本号ロは、法人等から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報（任意提供情報）については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

(2) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、実施機関の要請を受けずに法人等から提供された情報が含まれない。ただし、そのような情報であっても、提供に先立ち、法人等の側から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれるものと解する。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。これには、条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろん、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

(3) 「法人等又は個人における通例として」とは、当該法人等又は個人ではなく、当該法人等又は個人が属する業界、業種の通常の慣行に照らして判断することを意味する。したがって、客観的にみて、当該法人等又は個人の属する業界、業種において非公開とする慣行が存在するかを判断することになる。

(4) 公にしないとの条件を付することが合理的かどうかは、「当該情報の性質、当時の状況等に照らして」判断される。

「当時の状況等」とは、条件を付することの合理性は、当該情報の提供当時の諸般の事情を基本として判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断するとの趣旨である。したがって、条件を付した法人等が解散してしまい、存在しなくなった場合には、事後の事情の変更を考慮して開示する余地が生じる。

なお、公表しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、この規定は適用されない。

第八条第三号 「法令等の規定又は法的拘束力のある指示に係る情報」

三 法令の規定又は法的拘束力のある指示により、公にすることができないものとされている情報

【趣旨】

本号は、法令の規定により公にすることができない情報は、開示できないこと、国からの法的な拘束力を持った指示により公にすることができない情報については、不開示とすることを確認的に定めたものである。

【解釈・運用】

1 「法令」

法律、政令、府省令その他国の機関が定めた命令、条例及び当該条例の委任を受けた規則をいう。

2 「法的拘束力のある指示」

地方自治法第245条の9第1項の規定により都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として各大臣が定めたもの（形式は告示等に限らず、権限ある者からの通知も含む。）をいうほか、地方自治法の規定等により都道府県の事務の処理に関し国が行う指示であって、実施機関が法律上従う義務を有するもの（同法第245条の7の規定による是正の指示など）を含むものである。

3 「公にすることができないものとされている情報」

法令の規定又は法的拘束力のある指示（以下「法令等」という。）により明らかに開示できない旨が定められている情報のほか、当該法令の趣旨、目的から開示できないと認められる情報をいう。

4 本号に該当する情報の分類及び具体例

(1) 明文の規定により公にすることが禁止されている情報

- ・ 著作者が公開に同意しない旨の意思表示をした未公表著作物（著作権法第18条第1項及び第3項。なお、詳細については、条例第17条の【解釈・運用】を参照）

(2) 他の目的に使用することが禁止されている情報

- ・ 統計調査に係る調査票情報等（統計法第40条、山梨県統計条例第12条）

(3) 地方税法等の特別法により守秘義務が課されている情報

- ・ 地方税法に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密（地方税法第22条）
- ・ 結核予防法の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査、予防接種等の実施の事務又は職務執行に関して知り得た医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その

他の秘密（結核予防法第62条）

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密、又は精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第53条）

(4) 手続の公開が禁止されている調停、仲裁等に関する情報

- 建設工事紛争審査会記録（建設業法第25条の22）
- 調停委員会議事録及び調停期日調書（公害紛争処理法第37条、第42条）

(5) その他法令等の趣旨、目的から開示することができないと認められる情報

- 宗教法人法第25条第4項の規定により宗教法人から知事に提出された事務所備付書類（平成16年2月19日付け「宗教法人に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（文化庁次長から都道府県知事あて）、広島高裁松江支部判平成18年10月11日（平18（行コ）1号）参照）

第八条第四号 [犯罪の予防等に関する情報]

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

- 1 本号は、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とすることとしたものである。
- 2 本号は、いわゆる司法警察を念頭においたものであり、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品・環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の行政警察に関する情報は、第6号の問題になる。

【解釈・運用】

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、控訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」
 - (1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、控訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。
 - ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般の公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。
 - イ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させたりすることをいう。
 - ウ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が公訴の提起及び遂行のため、証拠を発見し、収集し、保全し、また、被疑者を発見し、掌握し、必要があればその身柄を拘束して保全する活動をいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。
 - エ 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
 - オ 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、補導処分

の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被害者・被告人の留置・勾留に関する施設保全に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

2 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全や秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このため、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するのが適当であり、このような考え方を表すものとして「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定している。

3 具体例

- ・ 捜査のための照会、回答に関する情報
- ・ 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報
- ・ 犯罪の捜査等の手段、方法等に関する情報
- ・ 犯罪の手口に関する詳細な情報
- ・ 捜査員に関する情報
- ・ 行政機関の施設、設備に係る警備に関する詳細な情報
- ・ 犯罪目標となることが予想される施設の所在等に関する情報
- ・ 行政機関の運営する情報システムのセキュリティに関する詳細な情報
- ・ 犯罪の被疑者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に危

害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情報

- 犯罪等の情報の通報者、告発者等が特定され、その結果、これらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれのある情報
- 要人の行動に関する詳細な情報（警護に関する情報を含む。）
- 特定個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれのある情報
- 訴訟に関連した照会、回答に関する情報
- 刑の執行施設に関する詳細な情報
- 武器、弾薬、放射性物質等の保存場所、保存方法、輸送に関する情報

第八条第五号 「審議、検討等に関する情報」

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより卒直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

- 1 本号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社（以下「国の機関等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- 2 第2条第2項は行政文書の要件を組織共用文書としたため、決裁等の事務処理手続が終了していない文書のかなりの部分が開示請求の対象となる。しかし、これらの文書を時期尚早な段階で開示することによって、外部からの干渉、圧力等により率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定的情報と誤解され県民の間に混乱を生じさせたり、投機を助長するなどして特定の者に利益を与え又は不利益を及ぼしたりすることがありうる。他方、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、県政に関し県民に説明する責務を全うするという観点からは、適当ではない。そこで、審議、検討等に関する情報については、開示による支障が、不当なもの、すなわち、開示のもたらす利益を考慮してもなお、看過し得ない程度のものであると認められる場合に限り、不開示とすることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」
 - (1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）をいう。
 - (2) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。
 - (3) 「審議、検討又は協議」とは、複数の参加者による会議であり、それには行政内部の職員の会議も、国の機関等相互の職員の会議も、実施機関の諮問を受けて行われる審議会などの会議も含まれる。
 - (4) 「審議、検討又は協議に関する情報」には、打合せ記録、会議録等に記録された情報（開催日時・場所、議題、出席者名、発言者名、発言内容等）が含まれる。また、

行政内部における審議、検討等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報（説明資料、会議資料等）や、審議等の前提として行われた調査研究において作成し、又は取得した情報（調査報告書等）のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

2 意思形成支障情報

- (1) 「公にすることにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」のある情報とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等（外部の利害関係者からの働きかけ、面談の強要、不満の訴え、責任追及、攻撃等）の影響を受けることなどにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものをいう。

例えば、審議、検討等の場における発言者名や発言内容が開示されることで、審議会の委員等が外部の圧力や干渉等の影響を受ける可能性がある場合には、委員等がそれを懸念して率直な発言を控えたり、実際に外部からの圧力により自由に活発な意見交換が阻害されたりすることが予測されることから、「不当」性の要件を満たす限りにおいて、当該発言者名等は「公にすることにより率直な意見交換…が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当することになる。

また、行政内部の政策の検討がまだ十分でない未成熟な情報が開示されることで、外部からの圧力により当該政策が不当な影響を受けるおそれがあるといえる場合には、当該情報は「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当することになる。

- (2) 開示されることで、外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があるかどうかは、審議、検討又は協議の対象事項の性格（関係者間の激しい利害の対立、錯綜が予想されるものか否か等）及びその審議、検討又は協議の性格（行政に民間からの多様な意見を取り入れるために設けられるような審議会か、個別具体的な事件についての裁決・調停等を行う合議制機関か等）に照らし判断される。

3 国民に不当な影響を及ぼすおそれのある情報

- (1) 「公にすることにより…不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などが開示されることによって、あたかもそれが最終的な結論であるとか、行政の立場であるかのような誤解を与え、その結果不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合に、不開示とすることを認めたものである。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、情報を不開示とすることが認められる。

(2) 「公にすることにより…特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある場合に、不開示とすることを認めたものである。

例えば、公共施設などの設置を検討しているときに候補地のひとつとして名前を挙げられた結果、土地の買い占めを許して特定の者に不当な利益を与えることとなったり、またいわゆる迷惑施設の候補地としてあげられたことによって周辺の土地価格が下落するなど事態を招いたり、さらに違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

4 「不当に…（する）おそれ」

「不当に…（する）おそれ」があるといえるためには、情報の性質に照らして、審議・検討情報を公にすることによる公益（公益上の開示の必要性を含む。）と支障を比較衡量した結果、支障を生ずるおそれが、公にすることによる公益を考慮しても、なお看過し得ない程度のものであり、かつ、それが、単なる抽象的な可能性にとどまらず、具体的なおそれであると認められることを要する。

5 会議の公開と会議録の公開の関係

- (1) 法令により会議が非公開とされている場合があるが、会議の非公開が直ちに会議録の非公開を帰結するものではないことに留意する必要がある（神戸地判平成3年10月28日判例時報1437号77頁参照）。
- (2) 公開された会議の会議録・会議資料について、特段の事情のない限り、本号は適用されないと解される。

6 事実と意見

本号への該当性を判断するに当たっては、政策、意見に関する情報と事実に関する情報を区別して考える必要がある（安威川ダム訴訟において大阪高判平成6年6月29日判例タイムズ890号85頁は、専門家が調査した自然界の客観的、科学的事実、及びこれについての客観的、科学的な分析の情報自体が、調査研究、企画などを遂行する上で誤解を生じさせるものではないと判示している）。ただし、ある事実を取り上げたことそれ自体が一定の見解を前提とするものである場合など、事実に関する情報と意見に関する情報が密接不可分な場合もあることに留意する必要がある。

7 将来の同種的意思形成への支障

審議、検討等に関する情報については、国の機関等の意思決定が行われた後は、一般

的には、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。しかし、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、当該情報が開示されると、将来の同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、本号に該当し得る（審議内容に照らして、会議録を開示した場合に、審議会の委員等の自宅や勤務先に反対意見を持つ者が押しかけて圧力を加えることが相当具体的に予見しうるような場合には、将来の同種の審議に不当な支障が生ずるおそれがあるとみる余地がある（鹿児島地判平成10年10月30日判例自治185号34頁「県指定文化財である橋の撤去に関する文化財保護審議会の会議録」参照）。なお、この場合は、第6号に該当する余地も生ずる）。

第八条第六号 「事務、事業に関する情報」

- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

- 1 本号は、国の機関等が行う事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- 2 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。
- 国の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

【解釈・運用】

1 柱書き関係

- (1) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報」
- ア 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業」とは、国の機関等が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業をいう。
- イ 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むすべての事務又は事

業に関する情報をいう。

- (2) 「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

ア 「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げたものは、限定列挙ではなく、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を例示したものである。

これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものがあり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。したがって、一般的には当該事務又は事業の性質上情報を公開することに支障はないが、当該具体的事例についてだけは公開することが望ましくないという理由で本規定を適用することはできない。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

「適正」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益（公益上の開示の必要性を含む。）も比較衡量しなければならない。そして、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

エ 本号該当性の判断基準

「公にすることにより、次（イからホまで）に掲げるおそれその他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるといえるためには、次の要件を満たすことが必要である（東京地裁平成17（行ウ）第105号判例タイムズ1230号164頁参照）。

- ① 事務又は事業に関する情報を公にすることによって、本号イからホまでに例示されたものを含め、およそ当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずることが予想される場合（その可能性を否定することができない場合を含む。）であること。
- ② 当該事務又は事業の性質に照らして、当該事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障を比較衡量した結果、当該事務又は事業に支障を及ぼすおそれが、公にすることによる公益を考慮しても、なお看過し得ない程度のもの

であり、かつ、それが、単なる抽象的な可能性にとどまらず、具体的なおそれであると認められること。

2 イ関係

- (1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。
- (2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- (4) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- (5) 「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- (6) 上記の監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報等や、試験問題等のように、事前に関示すれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを開示すると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

3 ロ関係

- (1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (2) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいい、具体的には、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、企業誘致に係る交渉、労務上の交渉等がある。
- (3) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。
- (4) 国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収

計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害したりするおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

4 ハ関係

行政機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く県民等に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

なお、本規定の研究調査は、施設等機関としての研究所の調査研究を主として念頭においたものであるから、一般の行政機関が企画立案に際して行う調査研究は、第5号の適用の問題となる。

5 ニ関係

行政機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

6 ホ関係

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第2号の法人等情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、情報の不開示の範囲は同号の法人等情報とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

(部分開示)

第九条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

1 本条第1項は、行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務及びその要件を定めるものである。

2 本条第2項は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部に特定の個人を識別することができる情報(個人識別情報)が記録されている場合に、特定の個人を識別させる部分を除くことによる部分開示について定めるものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1)「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合」とは、一件の行政文書の中に不開示情報と開示情報とが含まれている場合を意味する。

開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、第8条では行政文書に不開示情報が全く含まれていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合でも、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

(2)「容易に区分して除くことができるとき」とは、当該行政文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、不開示情報と開示情報の区分自体は容易であるが両者の分離が技術的に困難な場合(電磁的記録の場合に問題となる。)も部分開示義務がないことを明らかにしたものである。なお、大量の文書について開示請求があり、そこから非開示情報を区分して除くのに大量の時間と労力を要するとしても、そのことをもって「容易に区分して除くことが」できないといえるものではない。

ア 「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分

からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難であり、また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」ときに該当しない。

- (3) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合に、部分開示の義務を免除したものである。不開示情報が記録された部分を除くと、客観的に有意な情報が残らないような場合は、不開示情報が記録された部分を除いて開示することは、行政機関に負担を強いるとともに、開示請求者の不利益にこそなれ、その利益に資するところがないからである。

「有意の情報」に当たらないものの例として、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となるような場合があげられる。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。

また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、本条例では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものとしている。

- (4) 本項の規定を適用して部分開示義務を免れようとする場合は、部分開示ではなく、全部不開示になるので、なぜ不開示情報に該当する部分をそれ以外の部分から容易に区分して除くことができないのか（本文の場合）、あるいは、なぜ不開示情報が記録さ

れている部分を区分して除いても有意の情報が記録されていないといえるのか（ただし書）、理由を説明しなければならない。

2 第2項関係

- (1) 特定の個人を識別することができる情報（個人識別情報）は、通常、個人を識別させる部分（氏名、生年月日その他）とその他の部分（当該個人の行動記録等）とから成り立っており、その全体がひとつの不開示情報を構成するものである。他の不開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができるのは、その範囲のとらえ方を異にするものである。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、個人識別性のある部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

- (2) 「特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、個人情報のうち「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第8条第1号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。
- (3) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、個人識別情報から個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないと認められる場合をいう（個人識別情報及び個人利益侵害情報の内容については、第8条1号関係を参照）。
- (4) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第8条第1号の情報ではないものとして取り扱い、第1項の部分開示の規定が適用されるとする趣旨である。このため、この場合において、個人を識別させる部分を除いた部分については、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。もっとも、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

3 不開示情報の単位の捉え方

個人識別情報以外の不開示情報については、第8条各号に規定される「おそれ」を生じさせる原因となる情報（重層的に把握される場合にあっては、最小単位のもの）が不開示情報の単位であり、不開示情報の一部分の開示という特別の制度は設けられてい

い（内閣府審査会平成14年度答申第123号「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一部開示決定に関する件」。「最判平成15年11月11日（平成10年（行ツ）第167号）」。不開示情報の合理的な解釈として、重層的に把握可能な情報の細目的事項の水準で不開示情報を把握すれば、それが一般に、利益保護に必要な範囲であり、不開示範囲が不必要に広くなりすぎるおそれがないからである（宇賀克也著「新・情報公開法の逐条解説〔第4版〕有斐閣」92頁、「季報 情報公開・個人情報保護」35号32頁以下参照）。

4 記述の削除方法

個人識別情報以外の不開示情報について、部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

なお、本条は義務的に部分開示すべき範囲を定めているものであり、実際に部分開示するに当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の本法の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。

おって、紙テープを使用して不開示情報の記録部分を被覆する場合は、開示しない部分を明らかにするため、黒色のテープを使用しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第十条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第八条第一号の二に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

【趣旨】

1 本条は、第8条各号の不開示情報の規定に該当する情報（同条第1号の2に掲げる情報を除く。）について、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを明確にするものである。

2 本条は、第8条第1号の個人情報及び同条第2号の法人等情報についての「公益上の理由による義務的開示」の規定とは別に、個人情報や法人等情報も含めたすべての類型の不開示情報（同条第1号の2に掲げる情報を除く。）を対象とした「公益上の理由による裁量的開示」の規定である。

「人の生命、健康、生活又は財産」については、「公益上の理由による義務的開示」の規定により救済し、環境などのその他の公益については、「裁量的開示」の規定により救済するものである。

【解釈・運用】

1 「公益上特に必要があると認めるとき」

第8条各号の不開示情報の規定に該当する情報（同条第1号の2に掲げる情報を除く。）であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

第8条各号の不開示情報該当性の判断に当たっては、個人情報（同条第1号）及び法人等情報（同条第2号）のように、個人を識別できる情報や法人の正当な利益を害するおそれがある情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である場合には、開示をしなければならない（第8条第1号ただし書口、同条第2号ただし書）。このほか、審議検討等情報（同条第5号）においては、「不当に損なうおそれ」とし、例えば、率直な意見交換を損なうおそれがあるとしても、不当に損なうものでなければ、開示することとなり、事務事業情報（同条第6号）についても、その遂行に支障を及ぼすおそれがあっても「適正な遂行」でなければ、開示することとなる。

以上のように、第8条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、第8条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

2 「当該行政文書を開示することができる。」

本条の適用に関しては、公益上特に必要と認めたにもかかわらず行政文書を開示しないことは想定できないが、その規定振り（「公益上特に必要があると認めるとき」）からも、処分の性質（不開示情報を開示すること）からも明らかなとおり、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量を認める規定である。なお、この趣旨を明確化するため、見出しは「公益上の理由による裁量的開示」としている。

3 行政機関等匿名加工情報及び削除情報（第8条第1号の2）の除外

行政機関等匿名加工情報を条例に基づき開示することを認めれば、個人情報保護法の下で整備した行政機関等匿名加工情報の契約による提供制度は潜脱されるおそれがある。また、行政機関等匿名加工情報を開示しなくても、行政機関等匿名加工情報に含まれる情報項目は公表されるし、行政機関等匿名加工情報の加工元の保有個人情報および当該個人情報を含む個人情報ファイルに対する情報公開請求を行うことができるので、実質的な不利益は生じないと考えられる。さらに、削除情報を開示することにより、行政機関等匿名加工情報との照合により、特定の個人が識別されるおそれがある。そこで、行政機関等匿名加工情報及び削除情報は不開示情報とされた。以上の理由から、行政機関等匿名加工情報および削除情報については、公益上の裁量的開示を行う必要性もないし、かかる開示を認めることが適当でもないため、公益上の裁量的開示の対象からも除外されている（編集代表宇賀克也「情報公開の実務」135の2頁参照）。

4 個人情報の裁量的開示

個人情報に関しては、プライバシーを十分保護する観点から、極めて特殊な例外的な場合を除いて裁量的開示は許されないと解される（松井茂記著「情報公開法〔第2版〕有斐閣」138頁）。

5 法令秘情報の裁量的開示

法令の規定又は法的拘束力のある指示により、公にすることができないものとされている情報（第8条第3号の不開示情報）については、当該法令が高度の保護利益を認めてそのように規定している趣旨から、当該法令の規定により例外的に許容される場合に当たらない限り、本条の規定によっても開示することは許されない。

6 情報公開審査会の審査

本条の裁量的開示が適切に行われたか（裁量権の逸脱濫用）については、行政不服審査法に基づく不服申立てがなされた場合、山梨県情報公開審査会は審査することが可能となる。

7 必要的意見聴取

この規定を適用して開示する場合は、第三者に対する意見書提出の機会付与が義務付けられる（第16条第2項）。

（行政文書の存否に関する情報）

第十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにし、開示又は不開示を決定すべきであるが、本条は、その例外として、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる場合について定めるものである。

【解釈・運用】

1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合がある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、第8条各号の不開示情報の類型すべてについて生じうると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

- ① 特定の個人の病歴や犯罪歴に関する情報（第1号）
- ② 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）
- ③ 特定の個人又は団体に対する税務調査に関する情報（第3号）
- ④ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
- ⑤ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
- ⑥ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

2 理由提示

本条による開示請求を拒否する決定は、第12条第2項の開示をしない旨の決定であるから山梨県行政手続条例（以下「行政手続条例」という。）第8条第1項により理由提示の義務が生ずる。

なお、この場合における理由の記載例については、第12条の【解釈・運用】の2参照。

3 存否応答拒否と文書の存否

存否応答拒否が必要な種類の文書については、実際に文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を推測されてしまうからである。

4 存否応答拒否の処分性

存否応答拒否は処分性をもつため、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づき争うことが可能である。

5 誤用・濫用のおそれ

この規定は、誤用又は濫用のおそれを伴うため、その適用に当たっては慎重でなければならない。

6 開示請求の受付時における留意点

開示請求に係る事務の円滑化という観点から、開示請求を受け付ける段階で、可能な限り特定の個人の氏名の記載を避けた開示請求となるよう情報提供を行うこと、特定の個人の氏名を記載した開示請求の場合には行政文書の存否について応答を拒否される可能性があることを承知しているかどうかの確認を行うことなどの適切な配慮をすることが望まれる（内閣府審査会平成13年度答申第22号「昭和62年に公正取引委員会委員を辞職した者の「一身上の都合」の具体的内容に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」参照）

（開示請求に対する措置）

第十二条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をしなければならないことを定めるものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

- (1) 本項は、全部開示決定と一部開示決定の場合に適用される。
- (2) 決定は、1件の開示請求につき複数行う場合もある。例えば、開示請求に係る行政文書が大量である場合や、開示請求に係る複数の行政文書のうち一部については開示・不開示の審査に時間を要する場合には、先に審査の終了した行政文書についてのみ先行して開示決定等を行うことも可能である。
- (3) 「開示の実施に関し規則で定める事項」（第1項）については、規則第6条で定められている。
- (4) 一部開示決定の場合、開示しない部分については、不開示決定の場合と同様、理由の提示及び不服申立ての教示が必要となる。

2 第2項関係

本項は、不開示決定（開示請求に係る行政文書について、その全てを開示しない場合）に適用される。

具体的には、以下のケースが該当する。

- ① 開示請求に係る行政文書の全部に不開示情報が記録されているため、すべて不開示とする場合（不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合又は不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められる場合を含む。第9条第1項）
- ② 第11条（存否応答拒否）の規定により開示請求を拒否する場合
- ③ 開示請求に係る行政文書を当該実施機関が保有していない場合又は開示請求の対象が第2条第2項に規定する行政文書に該当しない場合

- ④ 開示請求に係る行政文書が刑事訴訟に関する書類及び押収物である場合(第4条)。
- ⑤ 開示請求の対象が、他の法令の本条例適用除外規定により、本条例による開示請求の対象外とされているものであるとき(第18条)。
- ⑥ 行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき(第7条)。
- ⑦ 開示請求権の行使が権利濫用に当たる場合(第6条)。

3 開示しない理由の提示等

- (1) 全部又は一部を開示しない旨の決定を通知する際には、行政手続条例第8条に基づく理由の提示及び行政不服審査法第57条に基づく教示(不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てをすることができる期間)を書面により行うことが必要である。
- (2) このうち、理由の提示については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているかを示すことになる。

全部又は一部を開示しない旨の決定を行うときには、行政手続条例第8条第1項の規定により、必要にして十分な拒否理由の提示を行う必要がある。このため、行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合や文書不存在の場合等であっても、次のようにその理由を明かにしなければならない。

ア 行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合

「開示請求に係る行政文書の存在について応答すれば、そのことにより・・・か否かという情報(事実)を開示することになる。そして、当該情報(事実)は、・・・であり、「〇〇〇〇」に当たるから、第8条第〇号の不開示情報に該当するものである。したがって、当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第〇号の不開示情報を開示することとなるから、条例第11条の規定に基づき不開示とする。」など

イ 開示請求に係る行政文書を当該実施機関が保有していない場合

「当該文書は、作成されない慣行となっており、実際に存在しない。」「当該文書は存在したが、保存年限を満了したために〇年〇月に廃棄した。」など

ウ 開示請求の対象が第2条第2項に規定する行政文書に該当しない場合

「当該文書を保有しているが、組織として用いる文書ではなく、条例の適用を受ける文書には該当しない。」など

- (3) 開示請求が不適法であることを理由とする不開示決定、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定、行政文書不存在の決定は、いずれも処分性を有し、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づき争うことが可能である。

4 単一の文書の一部のみを開示決定等の対象とすることができる場合

開示請求者が開示請求の対象を「特定の情報の記載されている文書」と特定する場合があるが、このような場合であっても、開示決定等の対象は行政文書であって情報ではないことから、実施機関は、単一の文書の一部のみを開示決定等の対象とすることは許されず、単一の文書の全体を対象としなければならない（最判平成17年6月14日判例時報1905号60頁）。ただし、開示請求者の開示請求の趣旨から、単一の文書の一部のみを対象とすることが明白であるか、又は当該文書の全体の構造等を開示請求者に教示した上で、開示請求者がその一部のみを開示決定等の対象とすることを了解し、その旨を明示的に補正するなどの手続を経た場合は、単一の文書の一部のみを開示決定等の対象とすることができる。

5 請求対象文書の不存在

請求対象文書の不存在を理由として不開示決定が行われる場合としては、次の3つに分類することができる。

(1) 物理的に請求対象文書が存在しない場合

ア 当該実施機関がそもそも対象文書を作成・取得していなかった場合

実施機関の所掌外の事項に関する文書であるか又は所掌内であるが業務遂行上必要でないなどのため、対象文書を作成・取得していない場合である。このような場合に開示請求がなされる要因としては、請求の段階で開示請求者が文書の範囲の確定等について適切な教示を受けられなかったこと、実施機関の情報提供が不十分であったことのほか、開示請求者の推測や思い込み等による請求によることがある。

イ 作成・取得した後、保存期間経過後又は前に廃棄された場合

この類型には、主に次の場合がある。

- ① 文書管理規程等にのっとり、保存期間の経過後に廃棄された場合
- ② 調整等の業務に使用した文書等について、一年以上保存の必要がないものとして、業務終了後廃棄された場合
- ③ 保存期間内であるにもかかわらず、誤って廃棄・紛失した場合

ウ その他

条例施行前で行政文書ファイル管理簿を作成していなかった時点の文書等で、対象文書が作成された後廃棄されたか、そもそも作成されていないものかが不明な場合、実施機関の事務的ミスにより、文書が存在しないにもかかわらず、行政文書ファイル管理簿に誤登載された場合等がある。

(2) 文書が存在するのに不開示決定がなされた場合

対象文書を保有していながら、実施機関が不存在として不開示決定をした場合としては、関連する文書を請求範囲として認識せずに開示しなかったなどの対象文書

の特定の問題、文書の探索も含めて文書管理の問題等が挙げられる。

(3) 請求対象文書が条例の対象外となっている場合

請求対象文書が、第2条第2項第2号に規定する歴史的資料等である場合、個人段階のメモである場合等である。

6 通知の方法

本条では、開示決定等の通知は書面で行うこととされているが、オンラインによる開示請求にあっては、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示決定通知書を開示請求者に送付することができる（規則第6条の2第1項）。

7 開示請求者が求めた開示の実施方法の拒否

行政文書の写しの交付を求める開示請求に対して当該行政文書の閲覧を認めることは、写しの交付の拒否であり、当該開示請求に対する開示処分にはならない（前橋地判平成10年3月24日判例時報1660号56頁参照）。

（開示決定等の期限）

第十三条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から十五日以内にしなければならない。ただし、第七条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき原則的期限（開示請求があった日から１５日）及び延長可能な期間（開示請求があった日から最大３０日）を定めるものである。

【解釈・運用】

1 第１項関係

(1) 「開示請求があった日」とは、開示請求書が情報公開に関する事務を取り扱う窓口（以下「公開窓口」という。）に到達し、実施機関が了知可能な状態になった日をいう。開示請求書が公開窓口到達した日が県の休日（山梨県の休日を定める条例第１条第１項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）であるときは、その翌日でないと実施機関が了知可能な状態にならないので、当該県の休日の翌日が「開示請求があった日」となる。

具体的には、次のようになる。

- ① 公開窓口への持参による提出にあっては、これを受領した日
- ② 郵送等の送付による提出にあっては、開示請求書が公開窓口到達した日（到達した日が県の休日である場合、その翌日が「開示請求があった日」となる。）
- ③ ファクシミリの送信による提出にあっては、これを受信した日（受信した日が県の休日である場合、その翌日が「開示請求があった日」となる。）
- ④ オンラインによる開示請求又はインターネットによる開示請求にあっては、実施機関の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルに記録された日（ファイルに記録された日が県の休日である場合、その翌日が「開示請求があった日」となる。）

なお、開示請求は、執務時間（山梨県の執務時間に関する規則第１項に規定する県の機関の執務時間をいう。）内に受け付けるものであるため、執務時間終了後（午後５時１５分後）に開示請求書が到達し、又はファイルに記録された場合は、その到達し、又はファイルに記録された日の翌日が「開示請求があった日」となる（その日が県の休日である場合には、当該県の休日の翌日が「開示請求があった日」となる）。

(2) 期間計算については、民法第１４０条により、「開示請求があった日」は含まれず、開示請求があった日の翌日から起算することとなる。また、期間の末日が県の休日に

当たる場合は、民法第142条により、その翌日をもって期間が満了することになる。

【例1】平成21年12月1日（火）に開示請求があった場合、翌日の12月2日（水）から起算した15日目の12月16日（水）が期限となる。

【例2】平成21年12月14日（月）に開示請求があった場合、翌日の12月15日（火）から起算した15日目は12月29日（火）となるが、12月29日は県の休日であるため、県の休日の翌日（平成22年1月4日（月））が期限となる。

(3) 本項は開示決定等の期限を定めるものであり、開示請求者に対する通知の到達期限ではないが、実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに第12条各項に規定する通知を行う必要がある。

(4) 「補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」としていることから、開示請求書に形式上の不備があっても、補正を求めないときは、原則どおり、開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行わなければならない。

なお、補正を求めた場合であっても、開示請求者が当該補正に応じない旨を明らかにしたときは、もはや補正に必要な期間とはいえないので、当該意思表示があった時点から15日以内に決定を行わなければならない。

【例】平成21年12月1日（火）に開示請求があり、翌日（12月2日）に補正を求め12月7日に当該補正に応じない旨の意思表示があった場合、その翌日の12月8日から起算した15日目の12月22日（月）が期限となる。

2 第2項関係

(1) 「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことが実施機関の側の事情により困難であることを意味し、①開示請求に係る行政文書の量の多少、②開示請求に係る行政文書の開示・不開示の審査の難易、③当該時期における他の処理すべき開示請求事案の量のほか、行政機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

「その他正当な理由」としては、例えば、第16条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、行政文書に記録されている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合などがあげられる。

具体的には、次のような場合をいう。

- ① 開示請求のあった行政文書の種類又は量が多いため、開示決定等に相当の日数を必要とする場合
- ② 不開示情報の該当性の審査及び判断の難易度が高いため、開示決定等に相当の日数を必要とする場合

- ③ 第三者に関する情報が記録されているため、その第三者の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合
 - ④ 複数の実施機関等に関係する情報が記録されているため、その実施機関等の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合
 - ⑤ 天災等が発生した場合、突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合その他正当な理由のある場合
- (2) 「同項に規定する期間」とは、開示請求があった日から開示決定等を行うべき日までの期間をいう。本項が適用される場合には、最大で、開示請求があった日から３０日以内に処理すればよいことになる。
- なお、延長可能な期間を１５日以内としたのは、個々の開示請求に対する決定をするために要する期間は、開示請求の対象となる情報の量の多少、不開示情報該当性の審査・判断の難易、第三者保護手続の要否、行政機関の事務の繁忙の状況等により、おのずから違いがあり、一義的に定めることは困難であるため、適法な請求に対する処理期限を原則１５日とし、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には１５日を限度として、その期限を延長できるように配慮した結果である。
- (3) 「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、原則的な期限である開示請求があった日から１５日以内に発送することが望ましい。
- (4) 「延長の期間」とは、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、また、「延長の理由」としては、期限を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。
- (5) 申請者の求めに応じ、申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めることは、行政手続条例第９条第１項に定められているところであるが、本条例では、期限を延長する場合には、必ず通知しなければならないこととしている。

(開示決定等の期限の特例)

第十四条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から三十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

【趣旨】

- 1 本条は、著しく大量な行政文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めるものである。
- 2 各実施機関は、それぞれ遂行すべき任務を負っており、本規定を設けることにより開示請求の処理と、他の行政事務の遂行との適切な調和を図っている。

【解釈・運用】

1 本条を適用する場合の事務の遂行の流れ

- ① 開示請求があった日から15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- ② 開示請求があった日から30日以内に、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定等を行う。
- ③ 相当の期間(①の通知において、その期限を示す。)内に、残りの行政文書について開示決定等を行う。

2 「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から三十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」

開示請求に対し、第13条第2項の規定を適用し処理期限を30日まで延長したとしても、開示請求に係る行政文書のすべてについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。

「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、1件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。

補正に要した日数は、「開示請求があった日から三十日以内」から除かれる。

「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞等の支障を来すことを意味する。

3 「相当の部分」

開示請求を受けた実施機関が通常30日以内に開示決定等を行うことができる分量を意味する。著しく大量の行政文書の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、30日以内に処理できる量については、当該期間内に開示決定等を行うべきである。

4 残りの行政文書の処理

当該開示請求のすべてを処理できない事情にかんがみ、残りの行政文書についての処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。その際、実施機関は、ある程度のまとまりの行政文書ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

なお、「相当の期間」とは、当該残りの部分について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。

5 「同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。」

(1) 本条が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適用の必要性の見当がつくと考えられるので、第13条第1項に規定する原則的な処理期間内（補正に要した期間を除いて開示請求があった日から15日間）に、必要な通知を行わなければならないこととしている。

(2) 「本条を適用する・・・理由」（第1号）とは、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことを意味する。

(3) 「残りの行政文書について開示決定等をする期限」（第2号）とは、最終的に当該開示請求に係る行政文書のすべての部分についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

本条の性質上、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化により、当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではない。しかしながら、特例規定を適用する場合には、開示請求者に処理の時期の見通しを通知することが適切である。

仮に通知した期限までに開示決定等がなされなかった場合には、開示請求者は、不作為についての不服申立てや不作為の違法確認訴訟により争う余地があるが、不作為に当たるかどうかは、個別の案件に応じた判断が必要であり、通知した期限を守れなかったことを理由として直ちに条例違反とする趣旨ではない。

(4) なお、この書面においては、30日以内に開示決定等をする「相当の部分」を示す

ことは要しない。これは、１５日以内に通知しなければならないため、当該時点で３０日以内に開示決定等をできる部分を的確に判断することが困難であること、３０日以内には当該部分についての開示決定等が通知されることを考慮したものである。

(事案の移送)

第十五条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第十二条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、事案の移送につき、その要件、手続、効果を定めるものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、開示請求に係る行政文書の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

(2) 「協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送する」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うことになる。

2 第2項関係

(1) 「移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない」とは、移送の効果として、移送を受けた実施機関が第12条各項の開示決定等を行うことを明確にするため規定したものである。

(2) 「移送前にした行為」には、第7条第2項の開示請求書の補正など本条例に基づき移送前にした行為すべてを含む。

(3) 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす」とは、移送前にした行為が移送後も移送を受けた実施機関の行為として有効となるよう規定したものである。

3 第3項関係

- (1) 「移送を受けた実施機関が第12条第1項の決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない」とは、移送の効果として、移送を受けた実施機関が、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示する決定を行ったときは、自らの責任において、開示の実施を行わなければならないことを明確にするために規定したものである。
- (2) 「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」とは、開示の実施は、移送を受けた実施機関の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした実施機関の協力義務を明記したものである。例えば、次のような協力が考えられる。
- ① 移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供すること。
 - ② 開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しを提供（移送した実施機関で開示請求書の写しを作成・保管）すること。
 - ③ 他の実施機関が請求に係る行政文書を保有していない場合には、その開示請求に係る行政文書の写しを提供し、又は原本を貸与すること。
 - ④ 原本を閲覧する方法による開示の実施のために行政文書を貸与し、又は場所（当該行政文書を保有している組織の事務所等）を提供すること。

4 その他

- (1) 事案の移送は、専ら県の機関等の内部の問題であることから、開示決定等の期限については、第13条第1項の規定により、当初の開示請求のあった時点から計算される。このため、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行われるべきである。
- (2) 開示請求者との関係において、開示決定等を行うべき実施機関が何度も変わる（再移送）は、適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当と考えられる実施機関が他にもあれば、これらの実施機関も交えて協議を行い、移送先を決定すべきである。
- (3) 事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が請求に係る行政文書を保有しているものの、開示・不開示の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、開示請求を受けた実施機関が請求に係る行政文書を保有していない場合には、事案の移送の場合に当たらない点に留意する必要がある。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十六条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、地方三公社及び開示請求者以外の者（以下この条、第二十一条及び第二十二条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第八条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第十条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第二十条及び第二十一条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

1 本条は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的規定であり、第三者に対する意見書提出の機会の付与、開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置について定めたものである。

2 第三者に関する情報が含まれている行政文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとしている。特に、人の生命、健康、生活、財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとするときには、義務として当該機会を与えなければならないとしている。また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間を空けなければならないとしているが、これは開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図るものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係（任意的意見聴取）

(1) 本項の趣旨

本項は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の意見を聴くことができる旨を定めるものである。

実施機関が開示・不開示の判断を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、関係する第三者の意見を聴くことは有意義である。

しかしながら、第三者に関する情報が含まれているといっても、例えば、当該情報が既に公にされているものである場合、同種のケースについて不開示決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が開示に反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見提出の機会を与える必要がない場合もあるので、本項では、意見書提出の機会を与えるかどうかについては実施機関の判断に委ねている。

なお、開示・不開示の判断を行うに当たって、実施機関による資料の収集、意見の聴取等は、特別の規定がなくとも、任意に、適宜の方法で行うことは可能であるが、本項による手続を採った場合には、第3項の適用を受ける。

(2) 「第三者に関する情報」とは、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。

なお、意見を聴くことができる「第三者」の範囲から、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除いているのは、これらの者に対しては、必要があるときは、任意に、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。

(3) 「行政文書の表示」とは、行政文書を特定するに足りる事項を意味するものであり、通知の相手方である第三者に対し、意見書提出の機会の付与に係る行政文書がどれであるかを当該第三者が判断できるように伝えることを意味する。

(4) 「行政文書の表示」以外に通知すべき事項については、規則で定めるとしている（規則第10条第1項参照）。

なお、開示請求者名については、個人と団体とを問わず、みだりに通知の相手方である第三者に知らせることのないよう注意しなければならない（必要的意見聴取手続においても同様）。

(5) 「意見書を提出する機会を与えることができる。」

ア 第三者の意見聴取の方法としては、本項の規定による意見聴取の結果、開示に反対する意見が出されたときは、第3項の規定による手続を採ることが必要となるため、本条に基づく意見聴取手続については、第三者に書面を提出させることとした。

イ 開示・不開示の判断は、あくまでも当該第三者に関する情報が第8条に規定する不開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、できる限り実施機関の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれ

る。なお、意見書には、意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。

ウ 第三者が意見書を提出することができるのは、当該第三者に関する情報の開示・不開示についてであり、開示請求に係る行政文書に含まれている他の情報についてまで意見書を提出する権利を有するものではない。

2 第2項関係（必要的意見聴取）

(1) 本項の趣旨

本項は、公益的開示の場合は、当該行政文書に記録されている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。

本項が適用されるのは、第三者に関する情報が記録されている場合であって、次の3つの場合のいずれかに該当し、行政文書を開示しようとするときである。

ア 個人情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（第8条第1号ロ）

イ 法人等情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（第8条第2号ただし書）

ウ 不開示情報が記録されている行政文書ではあるが、開示することに特に公益上の必要性があると認められるもの（第10条）

(2) 本項は、第1項と異なり、必要的意見聴取の規定であるので、通知は書面によるべきことを明記している。

(3) 「当該第三者」とは、公益上の理由による開示でなければ不開示となる情報に係る第三者を指し、開示請求に係る行政文書の他の情報に係る第三者は含まない。

(4) 「行政文書の表示」以外の通知すべき事項については、規則で定めることとしている（第10条第3項参照）。

(5) 実施機関が第三者の所在について合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、手続が進められなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしている。

例えば、実施機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された住所に郵送しても不達の場合には、このただし書の規定が適用される。また、第三者が死亡している場合や解散している場合も、このただし書の規定の対象となる。

なお、第三者の所在が判明しない場合に公示送達を義務づけなかったのは、公示送達を行うこと自体が当該個人を識別されるおそれがあることに配慮したものである。

3 第3項関係（争訟の機会の保障）

(1) 本項の趣旨

本項は、意見書提出の機会を与えられ、開示に反対する意見書を提出した第三者が、

開示決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するものである。

行政文書が一度開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、開示の実施前に、第三者が開示の決定に対する不服申立て又は取消訴訟を提起することができるようにする必要がある。このため、開示決定をしたときは、反対意見書を提出した第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、開示の実施までに一定期間を置くこととした。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定を争おうとする第三者は、不服申立て又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立て（行政不服審査法第25条第2項以下、行政事件訴訟法第25条第2項以下）をする必要がある。

- (2) 「開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が開示を望まない旨の趣旨が明らかであれば足りる。
- (3) 「開示決定をするとき」とは、行政文書の全部開示の決定に限らず、一部開示の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を不開示とする場合は含まれない。
- (4) 「意見書を提出した場合」における提出の時点は、第三者が意見書を送付した時点ではなく、意見書が当該実施機関に到着した時点の意味する。実施機関が指定した期限後に意見書が提出された場合には、本条に基づく手続の対象外となるが、開示決定等の前であれば、当該意見書に記載された情報を考慮することは当然可能である。
- (5) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない」とは、第三者が不服申立て又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、開示を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならないこととするものである。

開示請求者が速やかに開示を受ける権利の保障との関係で、期間を明確化することが適当であると考えられることによるが、「2週間」としたのは、事前に当該第三者の意見を聴いているという事情を踏まえ、訴訟手続における控訴期間を参考にしたものである。

個別の事案に応じ、2週間を超える期間を置くことを妨げるものではないが、開示請求者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と開示請求者の利益との比較衡量が必要である。

なお、本項は、不服申立期間や出訴期間の特例を設けるものではないが、不服申立期間や出訴期間が経過する前であっても、開示が実施されてしまえば、開示決定を争う利益が失われることになるので、開示決定の日と開示を実施する日との間におかれる期間が「少なくとも二週間」であるということは、実質的には、第三者にとっての不服申立期間、出訴期間を短縮する効果を持つ場合があり得ることを認めることを意味する。

(6) 「開示決定後直ちに、……開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない」とは、反対意見書を提出した第三者が争訟を提起しようとする場合に必要な情報を提供する趣旨である。この通知は、第三者が争訟の提起のために必要な準備作業に要する時間を確保できるよう、開示決定をしたときは直ちに行う必要がある。

「その理由」は、第三者に係る情報が不開示情報に該当しないと判断した理由又は裁量的開示が必要と判断した理由を記載することになるが、開示することとした部分すべてについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に関する情報を開示することとした理由のみを記載すれば足りる。なお、反対意見書に記載されている項目について、一々理由を加える必要はない。

「開示を実施する日」とは、開示決定の時点では必ずしも確定日とはならないので、開示を実施することが見込まれる日でもよい。

（開示の実施）

第十七条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第十二条第一項に規定する通知があつた日から十五日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から十五日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示の実施方法、開示実施方法等の申出及び再開示の手続を定めるものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 「文書又は図画」の開示の方法

「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認できる行政文書については、行政文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。

写しの作成については、規則第11条第2項を参照すること。

(2) 「電磁的記録」の開示の方法

「電磁的記録」の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める」としたものである（規則第11条第3項参照）。

(3) 「行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき」の例として、次のような場合が考えられる。

① 原本が貴重であり、又は傷みが激しく、そのまま開示に供することが当該行政文書の保存に支障がある場合

② 原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合

③ 第9条の規定により部分開示を行う場合（部分開示の具体的な方法については、不開示部分にマスキングを施すなどした上で原本により開示する方法も考えられるが、このような方法による場合、開示後に不開示部分に貼った紙などをはがすことで原本自体を破損・汚損したり、公開の場において、誤って不開示部分のマスキングがはがれたりするおそれがあるからである。）

以上のような場合においては、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、これの写しに墨塗りをしたもの又はこれらの写しを閲覧に供したりすることができる。

(4) 閲覧による開示の実施に際してのカメラ等の使用

閲覧による開示の実施に際して、開示の実施を受けようとする者が持参したカメラでの撮影等を行うことについては、庁舎管理上の問題や他の窓口利用者への支障等を別にすれば、条例上問題があるとはいえない。

2 第2項関係

(1) 行政文書の開示を受ける者（第12条第1項の規定により開示決定に係る通知を受けた者）は、規則で定めるところにより、「求める開示の実施の方法その他規則で定める事項」を申し出なければならない。

(2) 「規則で定める事項」は、次の事項をいう（規則第13条第1項参照）。

① 求める開示の実施の方法

② 開示決定に係る行政文書の一部について開示を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

③ 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日

④ 写しの送付の方法により開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(3) 求める開示の実施方法については、開示請求の段階で開示請求書に記載することもできることとしており、記載された方法による開示を実施することが可能な場合には、別に申出がない限り、当該記載をもって、開示の実施の方法等に関する申出とみなすこととされている（規則第12条第2項参照）。

3 第3項関係

(1) 「第十二条第一項に規定する通知があった日から十五日以内にしなければならない。」

開示の実施の申出について期間制限を設けたのは、開示決定は当該決定を行う時点における判断結果であり、期間の経過により不開示情報該当性は変化する可能性があることから、いつまでも、当時の判断が適切であるとはいえないことを考慮したものである。

このため、開示の実施の申出は、通知があった日（開示請求者が開示決定通知書を受け取った日を指す。）から１５日以内にしなければならないし、当該期間を経過したときは、開示決定を受けた者であっても、開示を受けるためには、再度、開示請求を行うことが必要となる。

(2) ただし書の「正当な理由」には、災害のほか、病気療養中などが考えられる。

4 第４項関係

(1) 本項は、開示決定に係る行政文書について、例えば、まず閲覧してから写しの交付を受けるかどうか判断したいという場合、行政文書が大量な場合において、一部分について写しの交付を受けてから残りの部分についての写しの交付を受けるかどうかを判断したいというときなどに、開示請求者の利便を図るため、最初に関示を受けた日から１５日以内に限り、複数回の開示を認めることとしたものである。

(2) 「開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者」とは、第１２条第１項の規定による開示決定に基づき、実際に行政文書の開示を受けた者をいう。

(3) 「最初に関示を受けた日」とは、開示決定に基づき最初に行政文書の開示を受けた（閲覧をした、写しの交付を受けた等）日を指すものであり、写しの送付の方法によった場合は、当該写しが開示請求者に到達した日を指す。

(4) 更なる開示の申出は、１回に限られるものではないが、最初の開示の日から１５日以内に限られる。

(5) 本条例は、開示請求に応じて行政文書の内容を明らかにすることを定めたものであり、開示方法はその手段であるから、一度開示を受けた行政文書について、すでに開示を受けた方法と同一の方法による開示を求めることは、正当な理由がない限りできない（規則第１４条第２項）。

また、写しの交付については、１通の行政文書につき写しは１通に限られる。

なお、既に写しの交付を受けたものについて、さらなる開示として閲覧を求められることは基本的に想定していない。

5 著作権法の公表権、複製権等との調整措置

情報公開制度に基づき著作物を開示する場合、未公表著作物であれば、著作者の公表権を害することとなり、また、複製物の交付等により開示する場合、複製権を害することとなるため、情報公開法整備法により、これらの権利と情報公開制度との調整措置が講じられた。

(1) 公表権（未公表著作物を公衆に提供又は提示する権利）との調整

ア 未公表著作物の著作者が、当該著作物を地方公共団体又は地方独立行政法人に対し、別段の意思表示（条例に基づく開示に同意しない旨の意思表示）をせず提供した場合には、条例に基づく開示に同意したものみなされる（著作権法第１８条

第3項第3号)。この別段の意思表示は、未公表著作物を地方公共団体等に提供するときだけでなく、開示決定のときまで行うことができる。

なお、同意したとみなされるのは、情報公開法施行後に地方公共団体等に提供された未公表著作物に限られる（整備法附則第2条）。

イ 条例に基づく次の場合の開示については、著作者の意思の如何を問わず、公表権の規定は適用されない（著作権法第18条第4項第3～5号）。

(ア) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる場合の開示（条例第8条第1号ただし書口及び第2号ただし書）

(イ) 公務員等の職務の遂行に係る情報のうち職及び職務遂行の内容に係る部分の開示（条例第8条第1号ただし書ハ）

(ウ) 公益上特に必要があると認める場合の開示（条例第10条）

なお、未公表著作物が条例に基づき開示された場合には、開示後であっても著作権法上は未公表著作物として取り扱われる。

(2) 氏名表示権（著作物を公衆に提供又は提示する際に、当該著作物に実名、変名を表示するか、著作者名を表示しないこととするかを決定する権利）との調整

条例の規定により著作物を開示する際、次の場合には、氏名表示権の規定（著作権法第19条第1項）は適用されない。

ア 当該著作物につきすでにその著作者が表示しているところに従って著作者名を表示するとき（同法同条第4項第1号）。

イ 条例第9条第2項の規定により部分開示を行う際に、当該著作者名の表示を省略するとき（同法同項第2号）。

(3) 複製権等との調整

地方公共団体の機関等は、条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、条例で定める方法（本条例では第17条で定める方法（情報公開法第14条第1項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法以外のものを除く。））により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる、としている（著作権法第42条の2）。

したがって、条例に基づき写しの交付を必要な限度（一人につき一部が限度と解されている。）で行うことは、複製権（同法第21条）を侵害することにはならない。また録音テープの再生も演奏権（同法第22条）・口述権（同法第24条）の侵害には当たらず、ビデオテープの上映権（同法第22条の2）の侵害にはならないことになる。コピーテープの交付も頒布権（同法第26条）を侵害しない。

なお、出版権の目的となっている著作物、著作隣接権の目的となっている実演、レコード、放送又は有線放送についても、条例に基づく開示に必要な限度において当該著作物を利用することが認められている（同法第86条、第102条）。

（他の法令による開示の実施との調整）

第十八条 実施機関は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 本条は、行政文書の開示等を定める他の法令の規定との調整措置を定めたものである。
- 2 他の法令において国民一般に対する特定の行政文書の開示規定（一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が第17条第1項の本文の開示の方法と同一である場合には、本条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本条例による開示を行わないこととするものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 「他の法令」とは、法律、政令、府省令その他行政機関の命令並びに本県の他の条例及び当該条例の委任を受けた規則をいう。本条の調整の対象となる規定は、何人にも開示することとされているものであって、ただし書により一定の場合には開示をしない旨の定めがないものに限られる。

(2) 本条の調整措置の対象となる規定は、行政文書が「何人にも」開示することとされているものに限るものである。

(3) 「前条第一項本文に規定する方法と同一の方法」については、他の法令における開示の方法が本条例の第17条第1項に規定する開示の方法（文書又は図画については閲覧又は写しの交付、電磁的記録については規則で定める方法）と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示をしないこととするものである。

例えば、他の法令において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、本条例では行わず、他の法令によることとなり、写しの交付の方法による開示については、本条例に基づき、開示請求を行い、開示決定があれば、第17条第2項の規定により写しの交付の方法を申し出ることが可能である。

(4) 「（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）」とは、他の法令における開示規定の中には、開示の期間が定められているものがあり、この

場合には、当該期間内に限り、本条の調整措置の対象となるものである。

すなわち、当該期間内においては、他の法令の規定に定める開示の方法が第17条第1項本文に規定する開示の方法と同一の方法である場合に、本条例では当該同一の方法による開示を行わない。当該期間の前後においては、他の法令に開示の定めがないことから、本条例に基づく開示請求を行い、不開示情報に該当するか否かの判断を経た上で、開示決定があった場合には、希望する開示の実施の方法を申し出ることが可能である。

(5) 「当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない」とは、他の法令の規定において、何人にも行政文書を開示することとされてはいるものの、例えば、「正当な理由がなければこれを拒むことはできない」、「〇〇のおそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」（例 河川法第12条第4項、更生保護法第97条第2項）とされているなど、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、本条例に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の調整措置の対象とはならない。

(6) 他の法令の規定による開示の例としては、次のようなものがある。

- ① 建築計画概要書の閲覧（建築基準法第93条の2）
- ② 貸金業者登録簿の閲覧（貸金業法第9条）
- ③ 宅地建物取引業者名簿の閲覧（宅地建物取引業法第10条）

2 第2項関係

「縦覧」は、第17条第1項本文において、開示の方法として規定されていないが、個々人に行政文書の内容が明らかとなるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、第17条第1項本文の閲覧とみなして、本条例では、閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。

なお、「縦覧」が規定されている例としては次のようなものがある。

- ① 建築協定書の縦覧（建築基準法第71条）
- ② 土地改良事業計画書の写しの縦覧（土地改良法第87条第5項）

（費用負担）

第十九条 行政文書の開示（第十七条第一項本文の閲覧の方法による開示を除く。以下この項において同じ。）を受ける者は、実費の範囲内において知事が定める額（県が設立した地方独立行政法人又は地方三公社にあっては、知事が定める額を参酌して当該地方独立行政法人又は当該地方三公社が定める額）の開示の実施に係る費用を負担しなければならない。

2 経済的困難その他特別の理由があると実施機関が認めるときは、知事が定めるところにより、前項の費用の全部又は一部を免除することができる。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示（文書又は図画の閲覧の方法による開示を除く。）を受ける者は、知事が定める額（県が設立した地方独立行政法人又は地方三公社にあっては、知事が定める額を参酌して当該地方独立行政法人又は当該地方三公社が定める額）の開示の実施に係る費用を負担しなければならないこと、また、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、開示の実施にかかる費用を減免することができることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

- (1) 費用負担の主体が「行政文書の開示（略）を受ける者」となっているのは、実施機関が開示請求を受けてから開示決定等の通知書を発出するまでに要する費用について、開示請求者に負担を求めないとする趣旨である。
- (2) 「（第十七条第一項本文の閲覧の方法による開示を除く。・・・）」とは、開示の実施のための事務に要する費用のうち文書又は図画の閲覧に係るものについては、開示を受ける者に負担を求めないとする趣旨である。なお、規則では、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧及び電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴について、費用負担を求める規定を置いていないが、これは、これらの実施方法が文書等の閲覧と同視される開示の形態であることを考慮したものである。
- (3) 「実費」の内容としては、開示請求者に交付する写しの作成等開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費等の費用が含まれる。
- (4) 「開示の実施に係る費用」の額は、県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社以外の実施機関にあっては知事が、県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社にあっては知事が定める額を参酌して当該地方独立行政法人が定める。

なお、「知事が定める額の（略）開示の実施に係る費用」は、規則別表第1（第15条関係）において定められている（規則同条第1項。なお、同表の1の項イ又は2の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する）。

- (5) 行政文書の写しの交付を受ける者は、写しの送付を希望する場合は、開示実施費用とは別に当該送付に要する実費（郵送料）を負担しなければならない（規則同 15 条第 2 項）。

2 第 2 項関係

- (1) 本項は、経済的困難その他特別の理由がある場合に、個々具体的に判断し、減免する合理的な理由があると判断される場合について減免することとするものである。
- (2) 「経済的困難その他特別の理由がある」場合に該当する例として、次の場合が考えられる。
- ① 生活保護法第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けている場合
 - ② 災害等不時の事故により、生活が困難になった場合
- (3) 開示実施費用の全部又は一部の免除を受けようとする者は、「開示実施費用免除申請書」（規則第 13 号様式）に、生活保護法による保護を受けていることを証明する書面又はその他の事実を証明する書面を添付して提出することとされている（規則第 16 条第 3 項）。
- (4) 開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると実施機関が認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施費用の全部又は一部を免除することができる（規則第 16 条第 4 項）。

第三章 審査請求

（県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求）

第十九条の二 県が設立した地方独立行政法人若しくは地方三公社が行った開示決定等又は当該地方独立行政法人若しくは地方三公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は当該地方三公社に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

【趣旨】

- 1 本条は、県が設立した地方独立行政法人若しくは地方三公社がした開示決定等又は当該地方独立行政法人若しくは地方三公社に対する開示請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができることを定めたものである。
- 2 県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社は、開示決定等の関係においては、本条例によって公権力の行使の権限が与えられた機関であり、行政不服審査法第1条第2項の「行政庁」に該当するものであることから、その開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当然に同法に基づく審査請求をすることができるものであり、本条は、このことを確認的に定めたものである。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)
第十九条の三 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

【趣旨】

- 1 本条は、行政不服審査法第9条第1項本文の規定による「審理員」による審査請求の手続を適用しないことを定めたものである。
- 2 行政不服審査法第9条第1項本文は、審査請求がされた審査庁は原則として審理員を指名しなければならない旨を規定しているが、同項ただし書の規定により同項第1号から第3号までに掲げる機関が審査庁である場合、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名を要しないこととしている。
- 3 実施機関のうち、教育委員会等の行政委員会については、行政不服審査法第9条第1項ただし書第3号に該当するため、審理員による同法第2章第3節に規定する審査請求の審理を行う手続は適用されない。しかし、行政委員会を除く実施機関（知事、議会、公営企業管理者、地方独立行政法人、地方三公社）についても審理員による審理手続を適用除外とするためには、条例に特別の定めを設ける必要があるために、規定したものである。
- 4 条例に「特別の定め」認められるには、審理員を指名しなくても審理・裁決の公平性が確保されるといったように、審理員の指名を不要にすることについて一定の合理的な理由が必要である。具体的には次のケースが想定されている。
 - (1) 優れた識見を有する者で構成される合議制の機関が審査庁となるが、行政不服審査法第9条第1項各号に掲げる機関に該当しない場合
 - (2) (1)には該当しないが、処分の性質、第三者機関の関与の在り方等に照らして、審理員による審理が不要と考えられる場合
- 5 情報公開審査会は審査庁に該当しないため、4(1)には該当しないが、調査権を行使し実質的に審理を行っており、処分の性質、第三者機関の関与の在り方等に照らして、審理員による審理が不要と考えられることから、本条を規定したものである。
- 6 条例により「特別の定め」を設けた場合、情報公開法等とは異なり、行政不服審査法第9条第3項の規定により同項（別表第1）において読み替える第2章第3節等の規定が適用されることに留意する必要がある。

（審査会への諮問）

第二十条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山梨県情報公開審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求については、審査請求を受けた実施機関に対し、原則として、情報公開審査会（以下「審査会」という。）への諮問を義務付けるものである。
- 2 審査請求の審査に当たっては、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決が期待できることから、本条例においては、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求があったときは、審査会へ諮問を行い、その答申を受けて、裁決をすべきこととしている。

【解釈・運用】

1 第1項柱書き関係

(1) 開示決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たり、開示決定等について不服がある者は、同法により、実施機関の直近上級行政庁に対する審査請求をすることができる。

(2) 「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったとき」とは、①第12条第1項又は第2項の決定に対し、開示請求者又は行政文書が開示されることによりその権利利益が害されることとなる第三者が、審査請求を行った場合、②第7条の規定に基づき開示請求を行ってから相当の期間が経過したにもかかわらず、第12条第1項又は第2項の決定がなされないため、開示請求者が審査請求を行った場合、をいう。

この審査請求としては、不開示決定に対し、開示請求者が当該決定の取消しを求める審査請求を起こすことが典型であるが、第三者に関する情報が記録された行政文書について開示決定がされた場合には、当該情報に係る第三者が取消しを求める審査請求を起こすことも考えられる。

(3) 審査会への諮問は、「開示決定等」（第12条第1項又は第2項の決定）や不作為（行政不服審査法第3条）について審査請求があったときに必要である。それゆえ、開示

実施費用の減免の拒否（条例第19条第2項）について審査請求が行われた場合は、審査会への諮問を要しない。

2 第1号関係

- (1)「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項の規定により却下する場合をいう。本号は、審査請求が不適法であり、却下する場合においては、審査会の調査審議を経るまでもなく客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないこととしている。

本号に該当する事例としては、次のような場合がある。

- ① 審査請求が審査請求期間（原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内」。行政不服審査法第18条参照）の経過後にされたものである場合。
 - ② 審査請求をすべき実施機関を誤ったものである場合。
 - ③ 審査請求適格のない者からの審査請求である場合。
 - ④ 存在しない開示決定等についての審査請求である場合。
 - ⑤ 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求書である場合（行政不服審査法第24条参照）。
 - ⑥ 不作為がない、又は不作為があるが開示請求から「相当の期間」が経過しているとは認められない場合。
- (2) なお、例えば、開示請求書に形式的な不備がある場合や開示請求の対象文書が行政文書に該当しない場合に、実施機関が不適法な開示請求に当たるとして不開示決定をしても、審査請求は可能であり、本号又は第2号に該当しない限り、審査会への諮問が必要となる。
- (3) (1)⑥の「相当の期間」とは、行政不服審査法第3条における「相当の期間」と同義であり、社会通念上当該申請を処理するのに必要な期間を意味する。「相当の期間」が経過しているか否かの判断基準時は、審査請求をした時点ではない。

例えば、申請から審査請求がされるまでの期間が標準処理期間とほぼ同期間であるなど、「相当の期間」が経過しているか否かが定かではなく、事案の内容を審理員による審理手続を行った上でなければ判断できない場合には、審理員による審理を経て、審理員は、審理手続を終結した以前に収集した資料に基づき審理員意見書を作成し、「相当の期間」を超えているか否か（不作為が違法又は不当と認められるか否か）を判断することになり、「相当の期間」の経過の有無についての判断は、審理手続の終結時を基準とすべきであると考えられる。（逐条解説 行政不服審査法 平成27年4月総務省行政管理局 P226）

3 第2号関係

- (1) 本号は、実施機関が一部開示決定又は不開示決定を覆し、開示請求対象文書を開示することを決定した場合には、もはや審査請求の利益を欠くことになるため、諮問義務を免除するものである。また、不作為についての審査請求において、行政不服審査法第49条第3項各号の規定により、開示請求に係る行政文書の全部を開示する場合についても同様である。
- (2) 「審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合」とは、①不開示とした判断が違法又は不当であり、開示が相当であることを理由として、開示決定等を取り消し、開示決定をする場合、②裁決で、原処分を開示する旨の決定に変更する場合、③不作為についての審査請求において、対象となる行政文書を全部開示する場合、を意味する。

処分庁が決定で不開示決定を取り消した場合には、当然、開示決定等を行うこととなるし、審査庁が裁決で取り消した場合についても、裁決は関係行政庁を拘束し、処分庁は裁決の趣旨に従い改めて申請に対する処分をしなければならない（行政不服審査法第52条）ので、原処分庁は開示決定を行うことになる。

- (3) 「審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合」とは、開示請求者が不開示とされた行政文書のうち一部についてのみ審査請求をした場合には、当該部分の全てについて開示することとする場合を意味するものである。審査請求人が不開示を争わなかった部分については、対象とならない。
- (4) 「当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。」とは、開示決定等について反対意見書を提出した者が存在する場合には、行政文書の全部を開示することは、当該反対意見書提出者の利益を害することになるので、諮問を要することとしたものである。

4 第2項関係

- (1) 本項は、弁明書の写しを諮問時の添付書類として明確に位置付けたものである。
- (2) 条例第19条の3の規定により、行政不服審査法第9条第3項において読み替える同法第2章第3節の審理手続に関する規定が適用され、同法第24条の規定により審理手続を経ないで却下する場合を除き、「審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成するものと」され（同法第9条第3項において読み替えて適用される第29条第2項）、この弁明書は審査請求人及び参加人に送付されることとなる（同条第5項）。そのため、審査会における調査審議においてもこれを処分庁の主張書面として活用することが効率的であることから本項を定めたものである。

（諮問をした旨の通知）

第二十一条 前条第一項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- 二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

- 1 本条は、諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、審査会に諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを義務付けるものである。
- 2 審査会における調査審議の手続においては、審査請求人等に、審査会に対する口頭による意見陳述の求めや意見書提出の機会等が与えられており、審査請求人等がこれらの機会を行使できるよう、審査会における調査審議の手続が始まったことを知らせる必要がある。このため、実施機関は、審査会に諮問をしたときは、諮問した旨を審査請求人等に対して直ちに通知しなければならないこととした。

【解釈・運用】

1 通知すべき相手方の範囲

通知すべき相手方の範囲は、審査請求手続に既に関与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな利害関係者（開示請求者及び当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出している第三者）である。

2 第1号関係

- (1) 「審査請求人」とは、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求をした者をいう。
- (2) 「参加人」とは、審査請求人以外の者であって当該処分について利害関係を有するものと認められる者であり、行政不服審査法第9条第3項の読替規定による同法第13条の規定に基づき、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じ、当該審査請求手続に参加する者をいう。

3 第2号関係

第2号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものである。開示請求者がすでに参加人として参加している場合は、第1号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。

4 第3号関係

第3号は、審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

なお、例えば、実施機関が第三者に意見書提出の機会を与えることなく不開示決定を行った場合のように、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在すること考えられるが、実施機関が当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法第9条第3項の読替規定により適用する同法第13条第2項に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当であると考えられる。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第二十二條 第十六條第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、審査請求に対する裁決と開示の実施日との間に少なくとも2週間をおくこと等により、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障しようとするものである。

【解釈・運用】

1 本文関係

本条各号のいずれかに該当する場合には、第16条第3項と同様に、開示を実施する日までに2週間以上の期間を置かなければならず、また、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第16条第3項中「開示決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達された時にその効力を生ずる（行政不服審査法第51条）ので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日と解される。

2 第1号関係

- (1) 本号は、開示決定の取消しを求める第三者からの審査請求について、却下又は棄却する場合を指す。
- (2) 処分の取消しの審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利利益を侵害された者が行うことができるものと解されており、不開示決定を受けた開示請求者に限らず、開示決定に係る行政文書に自己の情報が含まれている第三者であって当該情報が開示されることにより自らの権利利益が害されることとなる者も行うことができる。逆に言えば、そのような開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、審査請求適格を有しないことを理由とした却下も対象となる。

3 第2号関係

- (1) 本号は、審査請求を受けた実施機関が、行政文書の全部又は一部の不開示決定について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して開示することとする場合を指

す。

- (2) 「開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決」とは、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき、原処分を開示決定に変更する裁決を指す。

当該行政文書の一部についてのみ開示することとし、その他の部分は不開示のままとする裁決を含むが、この場合は、当該開示する部分について第三者が反対の意思を表示している場合である。

- (3) 「第三者である参加人が行政文書の開示に反対の意思を表示している場合」とは、第三者が参加人として、審査請求手続において、審査庁又は審査会に対し、行政文書の開示に反対の旨の口頭意見陳述又は意見書の提出を行っている場合を意味する。
- (4) 本号が適用されるのは、第三者が審査請求手続において開示に反対している場合に限られ、第16条第3項の規定により反対意見書を提出した第三者が、当然に本号の規定により保護されるわけではない。これは次の理由によるものである。

ア 反対意見書を提出した第三者が審査請求を提起した場合であれば、本条第1号が適用されること。

イ 開示請求者が審査請求を提起した場合は、反対意見書を提出した第三者は、第21条の規定により諮問をした旨の通知がなされるので、参加人として参加し、審査請求手続において反対の意思を表示する機会が保障されている。仮に、当該第三者が参加しないのであれば、権利行使の機会を放棄したものであって、それ以上の手続的保障を与える必要はないと考えられること。

- (5) 本号は、開示決定等が裁決により変更された場合の規定であり、開示決定等が裁決により取り消された結果、原処分庁が行う開示決定等については、第16条第3項が直接適用されることになる。

第四章 情報公開審査会

（設置及び組織）

第二十三条 次に掲げる事務を行うため、山梨県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 一 第二十条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- 二 情報公開制度に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議し、又は知事に建議を行うこと。
- 2 審査会は、委員五人以内で組織する。ただし、審査請求に係る事件の増加に対応するため知事が必要と認めるときは、五人に限り、委員の数を増加することができる。
- 3 委員は、優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第二項ただし書の規定により、増員された委員の任期は、二年以内で知事が定める期間とする。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。
- 8 第一項第二号に規定する事項のうち専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会に専門委員八人以内を置くことができる。
- 9 第三項の規定は、専門委員について準用する。
- 10 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときには、解任されるものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関に対する開示決定等に係る審査請求について調査審議すること及び、情報公開制度に関する重要事項について調査審議し、又は建議するため、知事の附属機関として審査会を設置すること及びその組織等について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

（1）第1号関係

「第二十条の規定による諮問に応じ」とは、すべての実施機関の諮問に応じるということである。審査会は、知事の附属機関として設置するものであるが、知事以外の実施機関の諮問に応じ調査審議をするものである。

（2）第2号関係

情報公開制度は、県民の意見を聴いて、運営、改善が図られることが要望されることから、実施機関と審査会とが共同して、本制度をより充実した内容としていこうとするため、審査会に情報公開制度の改善の機能を持たせたものである。

「情報公開制度に関する重要事項」とは、情報公開制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、情報公開の総合的な推進を図る必要な事項等をいう。

2 第2項関係

- (1) 本項は、審査会の委員の数について定めるものである。
- (2) 審査会は、通常は、委員5人により事件を審議するものであるが、審査請求に係る事件が増加した場合、それに対応するため知事が必要と認めるときは、5人に限り、委員の数を増加することができる（ただし書）。

3 第3項関係

本項は、委員の資格について定めるものである。

4 第4項関係

本項は、委員の任期について定めるものである。

5 第5項関係

本項は、第2項ただし書の規定により増員された委員の任期について定めるものである。増員された委員の任期は、2年以内とし、その期間は知事が定めるものとされている。

6 第6項・第7項関係

- (1) これらの項は、委員の守秘義務及び政治的行為の制限について定めるものである。
- (2) 審査会の委員は、知事により任命される特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項第2号）であるため、同法上、守秘義務を負わず、また政治的行為の制限を受けないものである（同法第4条第2項、第34条及び第36条）。しかし、審査会の機能に鑑み、審査会の委員に対し、審査会の委員として職務上知ることのできた秘密につき守秘義務を課し、及び在任中の政治的行為を制限する必要があることから、このような規定を置いたものである。

7 第8項～第10項関係

これらの項は、「情報公開制度に関する重要事項」のうち専門の事項を調査審議審するため、必要に応じ置くことができる専門委員について定めるものである。

(会長)

第二十四条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

【趣旨】

本条は、審査会の会長及び会長代理について定めるものである。

【解釈・運用】

審査会は合議制機関であるが、会務を総理し、審査会を代表する会長を置くこととしている。会長の選任は、委員の互選によるものとし、会長に事故があるときの会長代理については、委員の互選ではなく、会長が指名することとしている。

（会議）

第二十五条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【趣旨】

これらの規定は、会議の招集、定足数及び議決について定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 会長は、会議招集権を有し、議長として会議を主宰する。会議の定足数は、委員及び議事に関係のある専門委員の二分の一以上の出席である。議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のとき、議長の決するところによるとされている。
- 2 審査請求に関する議事を行う会議は、制度に関する重要事項を調査審議する会議とは別に招集されるものであり、制度に関する重要事項を調査審議するために置かれる専門委員は出席しないこととなる。「議事に関係のある専門委員」とは、審査請求に関する議事を行う会議では、専門委員は定足数及び議決に算入しないことを確認的に規定したものである。

(部会)

第二十六条 審査会に、部会を置き、審査請求に係る事件の調査審議（答申を除く。）の一部を行わせることができる。

2 部会は、審査会の指名する委員三人をもって構成する。

【趣旨】

本条は、審査会の迅速かつ機動的な運用を図るため、一部の委員で構成する部会に調査審議の一部を行わせることができることを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項の「審査請求に係る事件の調査審議（答申を除く。）の一部」とは、具体的には、当該事件に関し、部会としての答申案をとりまとめることを意味するものである（部会の答申案が取りまとめられた場合、審査会は、これをもとに、当該事件に係る審査会としての答申を取りまとめることとなる。第32条）。

（審査会の調査権限）

第二十七条 審査会（前条の規定により部会に調査審議させる場合にあっては部会。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が審査請求に係る実施機関の諮問に応じ適切な判断を行うため、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

（1）本項は、いわゆるインカメラ審理手続を定めたものである。

インカメラ審理とは、米国の情報自由法等により裁判制度において認められている制度で、判事室あるいは判事の私室等の公衆に開かれていない場所において行われる審理、審問等を指して用いられる言葉であるが、わが国でも、相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理の手続の意味で使われる。

審査会において、諮問庁の開示・不開示の判断が適法、妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が開示決定等に係る行政文書を実際に見分することが有効であることから、審査会が開示決定等に係る行政文書についてインカメラ審理を行うことができることとした。

（2）「必要があると認めるとき」とは、行政文書に記録されている情報の性質、当該事件の証拠関係等に照らし、審査会が当該行政文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該行政文書を審査会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合であることを意味する。

通常の場合には、審査会は、行政文書を直接見分した上で判断することとなると考えられるが、係争の文書等に記載されている情報には、その性質上、特定の最小限度

の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、特別の考慮を払う必要があるものがあり得る。このような情報が問題となっている場合には、審査会は、諮問庁から必要な説明を聴き、当該行政文書を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、また、他に規定する方法による調査を十分行った上で、当該行政文書の提示を求める必要性について判断することとなる。

(3) 「行政文書の提示を求めることができる」とは、合議体を構成する委員に、行政文書を直接見せるよう求める権限を意味する。この場合、審査会に提出させて保管することまでの権限を与えるものではないが、実施機関の判断により、提出することも可能である。

(4) 審査会は知事の附属機関であり、審査会の委員が職務上作成し、又は取得した文書であって、審査会の委員、職員が組織的に用いるものとして審査会が保有しているものは、行政文書に該当する。したがって、審査会がインカメラ審理のために提出させた開示決定等に係る行政文書（又はその写し）は開示請求の対象になる。しかし、審査会に提示された行政文書等は、その開示の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであり、その可否が争われている段階で、委員以外の者がこれを閲覧することは不適當である。このため、何人も、審査会に対して、提出された行政文書等の開示請求を含め、その開示を求めることができないものとしている。

2 第2項関係

前述のように、行政文書によっては、その提示を求めるか否かについて慎重に検討を行った上で判断しなければならない場合がある。しかし、その検討の結果、審査会が提示を求めることとしたのであれば、当該行政文書の見分は事件を適切に判断する上で不可欠であるということである。このため、諮問庁は、審査会が必要であると認めるときには、その提示の求めを拒むことができないことを確認的に規定している。

3 第3項関係

(1) 「行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料」とは、一般にヴォーン・インデックスと呼ばれるものを指す。

審査会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案にあっては、不開示情報と不開示の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（ヴォーン・インデックス）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、事案の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で、有効かつ適切である。

(2) 「審査会の指定する方法」については、行政文書には種々のものがあることから、あらかじめ方式を指定するのではなく、個々の事案に即した最も適切な方式を審査会

が指定するという趣旨である。

- (3) 審査会の調査審議には、第1項により行政文書を直接見分して行う方法があり、また、新たに資料を作成・提出させることは諮問庁に負担を課すことにもなるため、必ずしもすべての事件においてヴォーン・インデックスを求めることとなるものではない。ヴォーン・インデックスは、文書量や情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案や、インカメラ審理を行うことの適否を判断しがたい事案等の場合に求められることとなるものと考えられる。その際、「必要があると認められるとき」の意味については、本項は、開示決定等に係る行政文書自体を提示させるものではないので、第1項の場合のような厳格な判断は求められない。行政文書の提示の要否をにわかに判断しがたい場合には、ヴォーン・インデックス等による調査を十分に行った上で、なおインカメラ審理が必要か否かが判断されるべきである。

ヴォーン・インデックスを求める時期、特に行政文書を実際に見分することとの前後関係等については、事案に即して判断されるべきである。

- (4) 本項の調査権限については、第1項と異なり、審査会の要求に対する諮問庁の要求拒否が禁じられていないが、このことは、諮問庁が要求を拒否できることを意味するものではない。審査会が調査審議を迅速かつ適切に進めるために必要であると認めるときには、諮問庁は、当然にその求めに応じなければならない。

4 第4項関係

- (1) 本項は、調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、審査会は、インカメラ審理やヴォーン・インデックスの提出要求のほか、審査請求人等に意見書や資料の提出を求めたり、適当と認める者に陳述や意見書等の鑑定を求めたりするなどの調査ができることを定めたものである。
- (2) 行政不服審査法第34条と異なり、参考人の意見陳述や鑑定を行うことについて、審査請求人等が審査会に対して申し立てることはできない。ただし、諮問庁は、必要と認めるときは、同条に基づき自ら当該調査を行った上、その調査結果を審査会に提出することが可能であるし、審査請求人及び参加人は、審査庁に対して、当該調査の申立てを行うことができる（同法第9条第3項の読替規定により適用される同法第34条）。
- (3) 「適当と認める者」とは、行政不服審査法第34条の「参考人」に相当するものであり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者のことである。ただし、行政不服審査法では審理員若しくは同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する審査庁がこの第三者を選ぶのに対し、本項では、審査会が選ぶ点異なる。
- (4) 「その知っている事実」とは、参考人自らが直接見分した事実であって、その者の持つ意見ではない。
- (5) 「鑑定」とは、特別の学識経験によってのみ知り得る法則その他の専門的知識等又

は事案にその法則を当てはめて得た結論である。

なお、審査会は、提出された意見書又は資料について鑑定を求める場合には、提出した審査請求人等の考え方を正確に把握するため、原則として、その意見を聴くべきであると考えられる。

また、審査請求人等が提出又は提示した意見書又は資料の情報、行った説明の内容について、審査請求人等から、特別の考慮を払う必要がある性質の情報が含まれていることを理由として、委員以外の者に知らせることが適当でない旨の意見があったときは、審査会は、当該意見に従う必要がないことが明らかである場合を除き、それらの情報や説明内容が委員以外の者の知るところとならないよう対応すべきである。

- (6) 「その他必要な調査」には、例えば、諮問庁に対する口頭での説明要求のほか、物件の提出要求（行政不服審査法第33条）、検証（同法第35条）、審理関係人への質問（同法第36条）等がある。

（意見の陳述）

第二十八条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の口頭による意見陳述について定めたものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 審査会の調査審議は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている（本条例第27条参照）。本条は、この書面審理の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるようにするため、審査請求人等が審査会に対して口頭による意見陳述の機会を求めることができることを規定したものである。

行政不服審査法第31条第1項本文と同様の趣旨によるものであるが、同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第1項本文の規定による審査庁に対する口頭意見陳述とは別に、審査請求人等に対し、審査会に対して口頭で意見を述べる機会を付与するものである。

本項では、行政不服審査法第31条と異なり、審査請求人・参加人のみならず、諮問庁にも意見陳述の機会を与えることとしている（本条以降の規定においても、基本的に、諮問庁を審査請求人・参加人と同列に扱っている）。

(2) 審査会は、申立てがあったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同一の行政文書の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなどは、事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点から、改めて当該審査請求人等の意見を聴く必要はない。

2 第2項関係

(1) 「補佐人」は、自然科学的・人文科学的な専門的知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者であるが、本項が、審査請求人又は参加人は補佐人とともに出頭することができる」と規定していることから、審査会の調査審議手続において補佐人として第一次的に期待される者は、審査請求人又は参加人が言語に障害を有する者や外国人である場合に、その者の陳述を補佐する者であるとか、会計帳簿などの記帳代行者などであると解される（行政不服審査法第31条第3項の「補佐人」と同義）。

補佐人は、審査請求人又は参加人の発言機関として、事実上の陳述に限らず法律上の陳述もすることができる。

なお、補佐人は、審査請求人又は参加人と共に出頭している場合において、審査請求人又は参加人を補佐して発言できるととどまり、補佐人が単独で出頭し、あるいは審査請求人又は参加人の意思とは関係なく自らの判断により質問を発することはできないと考えられる。

- (2) 「審査会の許可」については、審査会の判断に任せられるが、審査請求人又は参加人の精神的・肉体的状況から判断して審理の進行上必要と認められる場合には、当然に許可されるべきであると考えられる。
- (3) 諮問庁については、そもそも、口頭の意見陳述その他の行為を当該庁の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定を設けていない。

(意見書等の提出)

第二十九条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。
ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等が審査会に対して意見書又は資料を提出することができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 本条の趣旨

本条は、第28条と同様、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるための規定であり、行政不服審査法第32条に相当する。

2 「意見書」・「資料」

「意見書」とは、事件についての審査請求人等の意見を記録した文書、「資料」とは、口頭による意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他の物をいう。

3 意見書又は資料の提出時期

意見書又は資料の提出時期については、いつ提出してもよいということでは調査審議が遅れることになりかねないため、行政不服審査法と同様に、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めたときには、その期限内に提出しなければならないとしている。当該期限を過ぎてから提出された意見書又は資料については、審査会は、その受け取りを拒否することができる。

4 「相当の期間」

「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

（提出資料の写しの送付等）

第三十条 審査会は、第二十七条第三項若しくは第四項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

1 本条は、審査請求人等が提出した意見書や資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付することを定め、審査請求人等に、審査会に提出された意見書等を閲覧する権利を認めるものである。

2 本条は、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としており、行政不服審査法第38条第1項及び第2項にならい、職権主義の手続の中に当事者主義的要素を導入したものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 「意見書又は資料」とは、第27条第3項の規定により審査会が諮問庁に作成及び提出を求めた「資料」（ヴォーン・インデックス）、同条第4項の規定により審査会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び第29条の規定により審査請求人等が提出した「意見書又は資料」を指す。

なお、仮に開示決定等に係る行政文書が提出されていても、当該行政文書はその開示の是非が争われているのであり、審査会の調査審議手続において当該行政文書の送付又は第2項に定める閲覧を求めることができないことは当然である。

(2) 意見書又は資料について、紙文書のほか、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により、書面等の提出

に代えて同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出される場合（オンライン提出）もあり得ることから、電磁的記録について定義したものである。

- (3) 本条は、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるようにするための規定であるので、意見書又は資料の提出があったときは、原則として当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付しなければならないこととしている。

しかしながら、当該意見書又は資料を送付することにより、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、審査会は、当該意見書又は資料の送付を要しない。

- (4) 「正当な理由があるとき」としては、当該意見書又は資料に不開示情報（資料等を送付する者が審査請求人等に限定されていることから、審査請求人の個人名等必ずしも不開示とする必要のないものもあり、第8条の不開示情報の範囲と完全には一致しない。）に該当する情報が記録されていると認められる場合、正当な防御権の行使ではなく権利の濫用にあたる場合などが考えられる。

2 第2項関係

- (1) 本項の閲覧請求権は、審査会の調査審議手続における主張・立証の便宜のために認められているものであるから、審査会の答申後は、閲覧を求めることはできない。

- (2) 本条は、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるようにするための規定であるので、閲覧の求めがあったときは、原則として当該意見書又は資料を閲覧に供しなければならないこととしている。

しかしながら、閲覧に供することにより、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、審査会は、閲覧請求を拒否できる。

- (3) 本項に基づく閲覧は、意見陳述や意見書作成等に資するものであるが、調査審議がほぼ終結した段階で意見陳述や意見書の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審査会の業務運営に支障をきたし、他の事件にも影響を及ぼすおそれがある。したがって、調査審議の終結段階に至った場合には、本規定による閲覧の申出は「正当な理由があるとき」として拒否できると考えられる。

3 第3項関係

- (1) 審査会は、提出された意見書又は資料の写しの送付や閲覧の可否について、適切に判断することが出来るようにするため、当該意見書又は資料の提出者に意見を聴くこととしている。

本条例においては、通常の処分に係る審査請求手続と異なり、行政文書の開示・不開示が問題となっているのであるから、本項による意見書又は資料の送付や閲覧を認めることにより、不開示情報が開示されることとならないように留意する必要がある。

このため、審査会は、意見書又は資料の送付の際又は閲覧の求めがあった場合は、原則として、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴き、送付若しくは閲覧を拒むべき合理的な理由がある場合（意見書又は資料の存否を答えること自体が不開示情報を明らかにすることとなる場合を含む。）には、当該意見書又は資料の送付や閲覧請求を拒否することとなる。

ただし、提出された意見書又は資料の送付若しくは閲覧を拒む正当な理由がないことが明らかな場合など、意見を聴くまでもなく、意見書又は資料の送付若しくは閲覧の求めに対する判断が可能であり、審査会がその必要がないと認めるときは、意見を聴かなくてもよいこととするものである。

また、意見書又は資料に第三者の情報が含まれていても、送付若しくは閲覧により当該第三者の利益を害するおそれはないと判断される場合があり得るが、この場合には、送付若しくは閲覧に先立ち、当該第三者に意見を聴く機会を与えることなどに留意した運用を行うべきである。

4 第4項関係

審査会は、本条第2項の規定により意見書等を閲覧に供するときは、事件の調査審議に支障が生じないように、その日時・場所を指定することができる。ただし、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第三十一条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 審査会の審査請求に係る調査審議の手続は、行政文書の開示・不開示の適否に関して行われるものであり、特に、その手段としてインカメラ審理手続も採用されている。審査会のこのような調査審議の手続を仮に公開することとすると、不開示情報が公になるおそれがあり適当ではないため、審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開としないこととした。また、同じ理由から、審査会の調査審議は、審査請求人、諮問庁の当事者等の当事者の出席の下に審議を進める公開の対審ではなく、書面審理を中心として行うこととしている。
- 2 審査会が議事録等の調査審議の記録を作成する場合には、本条例に基づく開示請求の対象となり得る。審査会の行う審査請求に係る調査審議が、通例、行政文書の不開示情報該当性に関して行われることから、調査審議の手続が非公開とされる趣旨からして、仮に開示請求があっても不開示とされる場合が多いと考えられる。また、特別の考慮が払われるような性質の情報に係る事件の調査審議の記録については、開示決定等に先立ち、関係実施機関の意見を聴く等により慎重な判断を行うことが適当である。
- 3 本条により非公開となるのは、第23条第1項第1号に規定する「審査請求に係る」調査審議の手続であり、同項第2号に規定する情報公開制度に関する重要事項に係る調査審議手続には適用されない。

(答申書の送付等)

第三十二条 審査会は、第二十条第一項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、審査会が、審査請求に係る実施機関の諮問に対し答申をしたときには、審査請求人と参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表すべきことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 審査請求人及び参加人は事件の関係者であることに加え、答申書は裁判に不服があるときに訴訟を行う際の資料としても必要であると考えられることから、両者に答申書の写しを送付していることとしている。審査会は、審査請求に係る諮問に対し答申を行った場合は、直ちに写しを送付することが適当である。なお、答申は諮問庁に対してなされるものであり、答申書は当然に諮問庁に送付される。
- 2 条例は、審査会の説明責任の観点から、答申内容を公表することとしている。ただし、答申書には、審査請求人の氏名や開示決定等に係る行政文書の内容等、一般に公表することが適当ではない部分が含まれているので、当該部分を除いた「答申の内容」を公表することとしている。審査請求人の属性に係る事項（例えば、所属の組織、学校名等）を記載せざるを得ない場合があると考えられるが、この場合も、これらの記載から審査請求人の特定につながるような記載を、例えば伏せ字にして公表する方法が考えられる。

(答申の尊重義務)

第三十三条 諮問庁は、審査会の答申を尊重しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査会が実質上の権利救済機関として機能するよう設置されたものであることに鑑み、諮問庁に対し、審査請求に係る裁決を行う際には、審査会の答申を尊重すべきことを義務付けたものである。

【解釈及び運用】

「答申を尊重しなければならない」とは、諮問庁は、審査請求に係る裁決を行う際には、審査会の答申を尊重しなければならないことを意味するものである。

（規則への委任）

第三十四条 第二十七条から前条までに定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、審査会の運営に関し必要な事項についての規則への委任について定めるものである。

第五章 雑則

（行政文書の管理）

第三十五条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、規則で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の規則においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

【趣旨】

1 本条は、本条例の適正かつ円滑な運用に不可欠である行政文書の適正な管理を確保するため、実施機関の適正管理の責務、実施機関による行政文書の管理に関する定め、制定及び規則により行政文書の管理に関する基準等を定めることを規定するものである。

2 開示請求権の対象となる行政文書の所在が明確でなかったり確認できなかったりというような状態では、条例は的確に機能しない。このため開示請求権制度の一環として、行政文書の管理に関する規定を設けたものである。これにより、各実施機関における行政文書の管理は、基本的な事項に係る部分では、共通の手續、方法で行われることになり、その仕組みは、県民にも明らかにされることになる。

【解釈・運用】

1 第1項関係

行政文書は、本条例の開示請求権の客体であり、その管理は、本条例の運用を適正かつ円滑に行うためにも適正に行われなければならないことから、実施機関の責務として、行政文書を適正に管理すべき旨を明確にしたものである。

2 第2項関係

これまで、実施機関における文書の管理は、訓令等に基づく文書管理規程等によりそれぞれ独自に行われてきたが、本項の規定により、行政文書の管理に関する定めは、条例に根拠を有し、かつ、規則で定められる行政文書の管理に関する基準等に従って制定されることになる（規則第18条）。このため、各実施機関は、当該規則に基づいて、各実施機関の特性に応じた実施機関ごとの文書管理基準（行政文書の管理に関する定め）を作成することになる（実際、「行政文書の管理に関する定め」として、山梨県行政文書管理規程をはじめ、実施機関ごとに文書の決裁、施行等の手續、文書の整理、保管方法等文書処理事務の原則に係る行政文書管理規程が定められている）。また、当該定めは、一般の閲覧に供することとされており、各実施機関は、管理の仕組みを県民に明らかにしつつ、適正な管理を行うことになる。

3 第3項関係

規則においては、行政文書の適正な管理を図るための基本的事項として、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項を定めることとしている。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第三十六条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の円滑な運用を確保するため、実施機関が開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずる旨を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「行政文書の特定に資する情報の提供」とは、開示請求をしようとする行政文書を具体的に特定するのに役立つ情報を提供することを意味する。

開示請求の手続について定めた第7条では、開示請求者は、実施機関に対し、開示請求書を提出することとされており、当該請求書には必要的記載事項として「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載することとされている。しかし、開示請求者にとって、自分の知りたい事項に関する情報が、開示請求をしようとする実施機関においてどういう形で記録されているかを知ることは容易でないことが想定される。

このため、本条は、開示請求者がその請求前において、容易かつ的確に行政文書を特定することができるようにするため、実施機関に対し、開示請求しようとする行政文書を具体的に特定するのに役立つ情報の提供を行うべき旨を定めたものである。

なお、開示請求書に、「開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項」の記載が不十分なときは、実施機関は、開示請求者に対し、その補正を求めることができることとされているが、その際、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めることとされている（第7条第2項）。

- 2 「その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」としては、公開窓口で行っている情報公開制度の仕組みや手続に関する相談、実施機関の組織、業務内容、事務の流れ等開示請求等を行う手がかりとなる情報の提供、請求のあった行政文書の所在確認や特定に係る相談と必要な支援等が考えられる。

（施行の状況の公表）

第三十七条 知事は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年一回、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、知事が、本条例の施行の状況について各実施機関に報告を求め、毎年1回これを取りまとめて公表することを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

本項は、各実施機関から、本条例の施行状況について報告を求めることができるものである。

知事が報告を求める本条例の施行の状況の内容については、例えば、開示請求の状況、開示・不開示決定の状況、不服申立ての状況等が考えられる。

2 第2項関係

本項は、知事は、第1項の報告を取りまとめ、毎年一回公表しなければならないとするものとする。

「その概要を公表する」としているのは、提出された報告を県民等に分かりやすく整理し、又は解説を加えて公表する趣旨である。

公表の方法として、規則は、山梨県公報に登載して行うとしている（規則第19条）が、これは、報道機関発表、インターネットの利用等を妨げるものではない。

（情報公開の総合的推進）

第三十八条 県は、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう、行政文書の開示と併せて情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 県は、県民の必要とする情報を的確に把握し、これを収集し、提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、広く情報公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実について、県の努力義務を定めたものである。

【解釈・運用】

1 行政の説明責任を全うするためには、開示請求権制度による行政文書の開示だけでなく、行政の側から積極的に適時・適切に県民の関心の高い情報を提供する制度も充実させることが必要であることから、情報公開の総合的な推進に努めることとしたものである。

2 「情報公開の総合的な推進」とは、従来行っている情報の提供はもとより、この条例の目的を踏まえ、更に情報提供の量的充実又は質的向上のための施策を講ずることをいう。

（出資法人の情報公開）

第三十九条 県が出資その他の財政支出等を行う法人（県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社を除く。）であって、知事が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、出資法人の保有する情報の公開及び提供が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、出資等の公共性に鑑み、知事が定める「出資法人」は、本条例の趣旨にのっとり、情報の公開に関し必要な措置を講ずよう努めるとともに、実施機関は、出資法人の性格及び業務内容に応じて、情報の公開及び提供が推進されるよう、必要な措置を講じなければならないとしたものである。

【解釈・運用】

1 第1項関係

(1) 「県が出資その他の財政支出等を行う法人（県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社を除く。）であって、知事が定めるもの（以下「出資法人」という。）」とは、県出資法人の情報公開に関する要綱（平成12年4月1日施行）第2に定める出資法人をいう。県が設立した地方独立行政法人及び地方三公社については、実施機関であることから、本条の対象から除外されている。

(2) 出資法人が講ずべき「必要な措置」とは、出資法人がこの条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する規程等を設け、自主的に情報を公開するための制度を整備することをいう。

2 第2項関係

実施機関が講ずべき「必要な措置」として、県は、別に「県出資法人の情報公開に関する要綱」を定め、出資法人に対して、その性格に応じ、実情にあった情報公開を実施するよう求めている。

（指定管理者の情報公開）

第四十条 実施機関は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理に係る協定において、当該管理に関する情報の公開のために指定管理者が講ずべき措置を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、実施機関が指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、協定において、当該指定管理に係る情報の公開に関し、指定管理者が講ずべき措置を定めなければならないとしたものである。

県の公の施設は、県民が利用する施設であることから、その管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、県においてはその利用や管理等について県民に十分な説明を行っていく責任があるとの考えによるものである。

【解釈・運用】

- 1 「当該管理に関する情報」とは、公の施設の管理を通じて指定管理者が取り扱う情報をいうものであり、指定管理者の他の事務又は事業における情報は除かれる。
- 2 「当該指定管理に係る協定において・・・指定管理者が講ずべき措置を定めるものとする」とは、県と指定管理者との間で締結する協定において、指定管理者による公の施設の管理に係る情報の公開に関する事項を定めなければならないとするものである。

なお、当該協定の締結に当たり、実施機関は、別に定める「山梨県指定管理者の情報公開に関する要綱」により、指定管理者の性格に応じて、実情にあった情報公開の方法を採ることとしている。

(委任)

第四十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条例を実施するに当たっての必要な事項は、規則で定めることとしたものである。

第6章 罰則

(罰則)

第四十二条 第二十三条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、第23条第6項の守秘義務規定に違反した審査会委員に対する罰則について定めたものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項及び第二十条の規定中公安委員会（公安委員会に置かれる機関で第二条第一項第二号の規則で定めるものを含む。）に係る部分の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の山梨県公文書公開条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の山梨県情報公開条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第十三条第三項の規定により山梨県公文書公開審査会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に新条例第二十三条第三項の規定により審査会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第四項の規定にかかわらず、平成十二年六月三十日までとする。
- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第十三条第五項又は第七項の規定により互選され、又は指名されている委員は、施行日に新条例第二十三条第八項又は第十項の規定により互選され、又は指名されたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に旧条例第十四条第四項において準用する旧条例第十三条第三項の規定により山梨県公文書公開制度運営委員会の委員に任命されている者は、施行日に新条例第三十三条第三項において準用する新条例第二十三条第三項の規定により委員会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、新条例第三十三条第三項において準用する新条例第二十三条第四項の規定にかかわらず、平成十二年九月三十日までとする。
- 6 この条例の施行の際、現に旧条例第十四条第四項において準用する旧条例第十三条第五項又は第七項の規定により互選され、又は指名されている委員は、施行日に新条例第三十三条第七項において準用する新条例第二十三条第八項又は第十項の規定により互選され、又は指名されたものとみなす。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「山梨県公文書公開審査会」を「山梨県情報公開審査会」に、「山梨県公文書公開制度運営委員会」を「山梨県情報公開制度運営委員会」に改める。

附 則

この条例は、山梨県情報公開条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山梨県情報公開条例第八条及び第十六条第一項の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 県が設立した地方独立行政法人が成立した日前に同日の前日において施行されていた山梨県情報公開条例の規定により実施機関が行った開示決定等その他の行為又は実施機関に対して行った開示請求その他の行為のうち、当該地方独立行政法人が行う業務に係るものは、当該地方独立行政法人が成立した日以後は、当該地方独立行政法人が行った開示決定等その他の行為又は当該地方独立行政法人に対して行った開示請求その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に山梨県情報公開審査会の委員に任命されている者の任期は、山梨県情報公開条例第二十三条第四項の規定にかかわらず、同日までとする。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	「	山梨県情報公開審査会の委員	」を	山梨県情報公開
	山梨県情報公開制度運営委員会の委員及び 専門委員			

審査会の委員及び専門委員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山梨県情報公開条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)の規定は、新条例第二条第一項に規定する地方三公社が保有する同条第二項に規定する行政文書にあっては、平成十二年四月一日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。

3 新条例第八条及び第十六条第一項の規定は、新条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号に掲げる規定（同法第五十一条の規定に限る。）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

【趣旨】

この条例の施行期日及びこの条例の施行に伴う所要の経過措置について定めるものである。